

土 木 工 事 共 通 仕 様 書

吹 田 市 水 道 部

第1条 適用範囲

土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、吹田市が発注する道路工事・下水道工事・公園工事・水道工事その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

1 受注者は、共通仕様書の適用にあたっては、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。

また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、地方自治法施行令第167条の15（監督又は検査の方法）に基づくものであることを認識しなければならない。

2 契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束する。

3 設計図書で相違がある場合や図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

4 受注者は、信義に従って誠実に履行し、監督員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第27条（臨機の措置）に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。

第2条 用語の定義

1 監督員とは、吹田市水道部工事監督規程第2条（工事の監督）により発注者が定め、主に、受注者に対する指示、承諾、又は協議の処理、工事实施のための詳細図等の作成、工事实施のための詳細図等の交付、受注者が作成した図面の承諾、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認の実施、工事材料の試験、又は検査の実施、設計図書の変更、設計図書の変更の必要があると認める場合における工事担当長への報告、関連工事の調整、一時中止又は打ち切りの必要があると認める場合における工事担当長への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

2 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

3 設計図書とは、図面、仕様書、金額を記載しない設計書（以下「金抜き設計書」という。）、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。

4 仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。

5 共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

- 6 特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- 7 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更、又は追加された設計図等をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあたっては、契約図書及び監督員の指示に従って作成され、監督員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含む。
- 8 指示とは、契約図書の定めに基づき、監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
- 9 承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員又は受注者が書面により同意することをいう。
- 10 協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- 11 報告とは、受注者が監督員に対し工事の状況、又は結果について書面により知らせることをいう。
- 12 通知とは、発注者又は監督員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。
- 13 確認とは、契約図書に示された事項について、発注者又は監督員が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 14 立会とは、契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- 15 段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。
- 16 工事担当長とは、工事請負契約に係る設計及び施行を主管する室課等の長をいう。
- 17 工事検査とは、契約書第 32 条（検査及び引渡し）、第 38 条（部分払及び出来形検査）、第 39 条（部分引渡し）に基づいて、給付の完了の確認を行うことをいう。
- 18 検査員とは、「地方自治法第 234 条の 2 第 1 項（契約の履行の確保）による検査」及び「吹田市水道部工事検査規程」等に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
- 19 同等以上の品質とは、設計図書で指定する品質又は設計図書に指定がない場合は、監督員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は監督員の承諾した品質をいう。
- 20 工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

第3条 優先事項

図面、特記仕様書及び金抜き設計書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

第4条 設計図書の照査等

1 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、受注者に図面の原図、若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

2 設計図書の照査

受注者は、図面、特記仕様書及び金抜き設計書の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は監督員に確認し指示を受けなければならない。

また、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第19条（条件変更等）第1項第1号から第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものであり、監督員から更に詳細な説明、又は資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第20条（設計図書の変更）により、監督員から指示を受けなければならない。

3 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なく第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

第5条 施工計画書

1 一般事項

受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事着手前に監督員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

受注者は、施工計画書に次の各号の事項について記載しなければならない。

また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合は、追記しなければならない。

なお、受注者は維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載

内容の一部を省略することができる。

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) その他

2 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

3 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際に監督員から指示があった場合、又は特記仕様書に詳細施工計画書の提出が示されている場合は、その事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

第6条 疑義等の処置

仕様書等に明記されていない事項で、工事施工上当然必要なものについては監督員と協議の上、その指示に従わなければならない。

第7条 コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、

日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録する。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が 10 日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正、又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第 8 条 施工体制台帳

1 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和 3 年 3 月 5 日付け国官技第 319 号、国営建技第 16 号、令和 3 年 3 月 22 日付け国港技第 90 号）に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

2 施工体系図

第 1 項の受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（令和 3 年 3 月 5 日付け国官技第 319 号、国営建技第 16 号、令和 3 年 3 月 22 日付け第 90 号）に従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

3 名札等の着用

第 1 項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む）及び第 1 項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。（監理技術者補佐は、建設業法第 26 条第 3 項（主任技術者及び監理技術者の設置等）ただし書きに規定する者をいう。）

〔注 1〕用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

〔注 2〕所属会社の社印とする。

4 施工体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

5 警備会社

警備会社においては、建設業法の下請負契約には該当しないが、交通安全管理上極めて重要な業務であることから、受注者は警備会社と契約した場合、施工体制台帳、施工体系図へ記載しなければならない。

第9条 工事用地等の使用

1 維持・管理

受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理しなければならない。

2 用地の確保

設計図書において、受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し確保する。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舍、駐車場）、型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地及び発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。

3 第三者からの調達用地

受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情、又は紛争が生じないように努めなければならない。

4 用地の返還

受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め、又は監督員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

5 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定した工事用地等について、受注者が復旧の義務を履行しないときは、受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除する。この場合において、受注者は復旧に要した費用に関して、発注者に異議を申し立てることができない。

6 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

第10条 周辺構造物等の事前調査

受注者は、工事着手に先立ち、監督員と事前に調整の上、次の事項について綿密な事前調査を行い、測量等を速やかに実施し、写真撮影、及び控杭等を取り、必要に応じて記録報告書を提出する。

また、管理者等と立会を行い、事故等が生じないようにする。

- (1) 周辺地域との取付、排水状況
- (2) 地下埋設物（各戸引き込み管等を含む）
- (3) 架空線
- (4) 周辺構造物及び建築物
- (5) 道路使用状況
- (6) 境界杭等
- (7) 井戸
- (8) その他

また、上記以外でも必要と判断される場合は、監督員の指示、又は協議事項とする。

第11条 住民との連絡

- 1 受注者は工事施工にあたり、監督員と協議の上、あらかじめ地域住民の理解と協力を求め、その意向を十分に考慮しなければならない。
- 2 受注者は住民からの苦情、要望に対して工事中、又は工事完成後において、終始誠意をもって対処しなければならない。
- 3 受注者は、前項までの交渉等の内容は後日紛争とならないよう、文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し指示があれば従わなければならない。
- 4 コミュニケーション

受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

第12条 受注者相互の調整及び協力

受注者は、契約書第3条（関連工事の調整）の規定に基づき、隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合についても関係者と相互に協力しなければならない。

第13条 調査、試験に対する協力

1 一般事項

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査、及び試験に対して、監督員の指示に協力しなければならない。この場合は、発注者は具体的な内容等を事前に受注者に通知する。

2 公共事業労務費調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、次の各号に掲げる協力をしなければならない。

また、工期経過後においても同様とする。

- (1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- (2) 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。
- (3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行なわなければならない。
- (4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

3 諸経費動向調査

受注者は、当該工事が発注者の実施する諸経費動向調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。

また、工期経過後においても同様とする。

4 施工合理化調査等

受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。

また、工期経過後においても同様とする。

5 NETIS

受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督員に報告し、NETIS に登録されている技術を活用して施工する場合は、監督員と協議する。

6 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合は、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は調査・試験等の成果を公表する場合は、事前に発注者に説明

し、承諾を得なければならない。

第14条 使用人等の管理

- 1 受注者は、下請負者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずる者（以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払い状況、宿舍環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
- 2 受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理監督しなければならない。

第15条 環境対策

1 環境保全

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

2 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ、監督員に連絡しなければならない。

また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応にあたり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告しなければならない。

3 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合は、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督員に提出しなければならない。

4 廃油等の適切な措置

受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置を講じなければならない。

5 水中への落下防止措置

受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じなければならない。

また、工事の廃材、残材等を水中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し処理しなければならない。

6 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正平成28年4月1日付国土交通省告示第610号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

受注者は、トンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（令和6年4月改正 経済産業省・国土交通省・環境省令第3号）第16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械（以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

表1-1

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表1-2

機 種	備 考
トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー	ディーゼルエンジン（エンジン出力 30kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

7 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。

また、監督員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合は、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させる。

8 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和 62 年 3 月 30 日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成 13 年 4 月 9 日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策で、監督員と協議することができる。

9 特定調達品目

受注者は、資材（材料及び機材を含む）、工法、建設機械又は目的物の使用にあたっては、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（令和 3 年 5 月改正 法律第 36 号。「グリーン購入法」という。）第 2 条に規定する環境物品等をいう。）の使用を積極的に推進する。

- (1) グリーン購入法第 6 条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合は、原則として、判断の基準を満たすものを使用する。

なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督員と協議する。

また、その調達実績の集計結果を監督員に提出する。

なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督員の指示による。

- (2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意する。

第 16 条 保険の付保及び事故の補償

1 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

2 法定外の労災保険の付保

受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

3 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって、適正な補償をしなければならない。

4 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書の写しを工事請負締結後 1 カ月以内（電子申請方式による場合にあつ

ては、工事請負契約締結後原則 40 日以内) に、発注者に提出しなければならない。

また、工事完成時、速やかに実績報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。

5 請負業者賠償責任保険及び土木工事保険

受注者は、請負業者賠償責任保険に加入しなければならない。

また、土木工事保険については、市が指定する工事について加入しなければならない。

受注者は、請負業者賠償責任保険契約及び土木工事保険を締結したときは、その証券等の写しを直ちに発注者に提出しなければならない。

第 17 条 安全管理

安全管理については、次の各号の事項及び第 18 条と密接な関係にあるため、関連事項を十分留意しなければならない。

- 1 道路管理者、河川管理者及び交通管理者等による工事許可条件
- 2 埋設物管理者等による施工条件
- 3 労働安全衛生規則
- 4 ガス爆発事故の防止に関する通達規則
- 5 酸素欠乏症防止規則
- 6 高気圧作業安全衛生規則

第 18 条 工事中の安全確保

1 安全指針等の遵守

受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達)、最新の建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達)、最新の「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、最新の「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び最新の「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工事に用いられる仮設設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は、当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(国土交通省告示第 496 号、令和元年 9 月 2 日)を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なく流水及び水陸交通の支

障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼす等の施工をしてはならない。

4 使用する建設機械

受注者は、工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合は、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合は、監督員の承諾を得て、それを使用することができる。

5 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

6 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占用者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係わる全ての架空線等上空施設の現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告しなければならない。

7 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

8 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合は、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

9 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

10 現場環境改善

受注者は、工事現場の現場環境改善を図るため、現場事務所、作業員宿舍、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努める。

11 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

(1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

(2) 当該工事内容等の周知徹底

- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 当該工事における災害対策訓練
- (5) 当該工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

12 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

13 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示する。

14 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

15 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接、又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織する。

16 安全衛生協議会の設置

監督員が、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合は、受注者はこれに従う。

17 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法（令和元年6月改正 法律第37号）等関連法令に基づく措置を常に講じておかななければならない。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

18 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡しなければならない。

19 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合は、当該物件の位置、深さ等を調査し監督員に報告しなければならない。

20 不明の地下埋設物等の処置

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に連絡し、その処置については全ての占有者に現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。

21 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡するとともに応急措置し補修しなければならない。

22 交通安全法令の遵守

受注者は、一般工事の場合であっても、ダンプトラック等を使用する工事、あるいは道路上又はその付近で作業を行う工事には、必要と思われる箇所に交通誘導警備員を配置し、安全施設、標識類を整備する等交通安全対策について常に留意し、交通事故防止に努めなければならない。

なお、設置する標識類については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和6年7月改正 内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（国土交通省道路局国道・技術課通知、令和6年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

23 騒音振動対策

受注者は、特定建設作業を伴う工事を施工するときは、騒音規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例及び振動規制法の定めるところによる。

また、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）を参考にして工事に伴う騒音・振動の発生をできる限り防止し、生活環境の保全に努めなければならない。

24 工事用運搬経路

受注者は、工事用運搬路として道路を使用するときは、道路を常に良好な状態に維持して、住民の生活環境に係る被害を発生させないように注意しなければならない。

第19条 消火栓等

受注者は工事箇所及びその周辺に消火栓、火災報知器及び公衆電話等がある場合は、一般の使用に支障がないように措置しなければならない。

第 20 条 火災の防止

受注者は、火気の使用については、次の各号の規定による。

- 1 受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- 2 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- 3 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
- 4 受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

第 21 条 緊急時連絡体制

受注者は、工事における緊急活動を円滑にするため、第 5 条に基づく施工計画書に記載の「緊急時の体制及び対応」を事前に工事関係者に周知させなければならない。

第 22 条 交通誘導警備員の配置

受注者は、工事期間中は交通誘導警備員等を配置し、歩行者、一般車両及び作業車等の誘導を行い、工事現場の安全確保に努めなければならない。

第 23 条 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合は、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する様式（工事事故報告書）を指示する期日までに提出しなければならない。

第 24 条 施工位置の変更

受注者は、地下埋設物の関係その他の理由で、設計どおり施設等が施工できない場合は、直ちに詳細な理由をつけて監督員と協議し、それらの位置の変更を行わなければならない。

第 25 条 工程管理

受注者は、本工事に関する工程を常に管理し、工事期限内の完成に努めなければならない。万一、工程に変更あるいは修正が生じた場合は、その都度監督員に報告し、その承諾を受けなければならない。

第 26 条 諸法令の遵守

1 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する最新の諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示すとおりである。

- (1) 地方自治法
- (2) 建設業法
- (3) 下請代金支払遅延等防止法
- (4) 労働基準法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 作業環境測定法
- (7) じん肺法
- (8) 雇用保険法
- (9) 労働者災害補償保険法
- (10) 健康保険法
- (11) 中小企業退職金共済法
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律
- (13) 出入国管理及び難民認定法
- (14) 道路法
- (15) 道路交通法
- (16) 道路運送法
- (17) 道路運送車両法
- (18) 砂防法
- (19) 地すべり等防止法
- (20) 河川法
- (21) 海岸法
- (22) 港湾法
- (23) 港則法
- (24) 漁港漁場整備法
- (25) 下水道法
- (26) 水道法
- (27) 航空法
- (28) 公有水面埋立法
- (29) 軌道法
- (30) 森林法
- (31) 環境基本法

- (32) 火薬類取締法
- (33) 大気汚染防止法
- (34) 騒音規制法
- (35) 水質汚濁防止法
- (36) 湖沼水質保全特別措置法
- (37) 振動規制法
- (38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (39) 文化財保護法
- (40) 砂利採取法
- (41) 電気事業法
- (42) 消防法
- (43) 測量法
- (44) 建築基準法
- (45) 都市公園法
- (46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (47) 土壌汚染対策法
- (48) 駐車場法
- (49) 海上交通安全法
- (50) 海上衝突予防法
- (51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- (52) 船員法
- (53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法
- (54) 船舶安全法
- (55) 自然環境保全法
- (56) 自然公園法
- (57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- (58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (59) 河川法施行法抄
- (60) 技術士法
- (61) 漁業法
- (62) 空港法
- (63) 計量法
- (64) 厚生年金保険法
- (65) 航路標識法
- (66) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (67) 最低賃金法

- (68) 職業安定法
- (69) 所得税法
- (70) 水産資源保護法
- (71) 船員保険法
- (72) 著作権法
- (73) 電波法
- (74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法
- (75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
- (76) 農薬取締法
- (77) 毒物及び劇物取締法
- (78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律
- (79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (80) 警備業法
- (81) 個人情報保護に関する法律
- (82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

2 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、違反した場合は、その責務が発注者に及ばないようにしなければならない。

3 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし、不適当であったり矛盾していることが判明した場合は、速やかに監督員と協議しなければならない。

第27条 仮設計画等の確認

- 1 受注者は施工に先立って、仮設計画及び構造計算等を行い、工事の目的を達成することを確認した上で、着手しなければならない。
- 2 仮設工事で、設計図書に構造、寸法等が明示されているものについては、受注者の都合によって、その内容を変更してはならない。ただし、指定する構造で施工することが困難な場合は、監督員の承諾を得て変更することができる。(指定仮設)
- 3 仮設工事で、設計図書に特に内容を明示していないものや「参考」としてあるものについては、受注者の責任において計画し、監督員の承諾を得て安全に施工しなければならない。(任意仮設)

第 28 条 工事材料

- 1 工事に使用する材料は、設計図書に明示した品質規格によらなければならない。
- 2 設計図書に規定されていない材料については、原則として JIS 規格あるいはこれに準ずる品質規格等に適合するものでなければならない。
- 3 設計図書又は監督員の指示する工事材料については、使用前に見本又はその品質を証明する資料を提出し、監督員の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、工事に使用した埋戻し材、基礎材及び路盤材に用いる材料、並びに監督員の指示があった材料について、納入期間、納入先の工事名、納入業者名、材料名、数量等が記載された出荷証明書を納品伝票の写しと合わせて監督員に提出しなければならない。ただし、監督員が承諾した場合は、出荷証明書又は出荷証明書の記載内容の一部を省略することができる。
- 5 設計図書又は監督員の指示により試験を行うこととしている工事材料は使用前に JIS 規格等若しくは設計図書又は監督員の指示する方法により試験を行わなければならない。

また、設計図書において事前に監督員の検査（確認を含む）を受けるものと指示された材料の使用は、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査（確認を含む）を受けなければならない。

- 6 現場搬入時の検査に合格した材料であっても、使用時に変質、又は不良品と疑問を持つ材料は、再度試験などを行い合格したものでなければ使用することができない。

第 29 条 支給材料及び貸与品

1 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第 16 条（支給材料及び貸与品）第 5 項の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。

3 支給品精算書、支給材料精算書

受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。）に、支給品精算書を、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

4 引渡場所

契約書第 16 条（支給材料及び貸与品）第 1 項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督員の指示に従う。

5 返還

受注者は、契約書第 16 条（支給材料及び貸与品）第 6 項の規定に基づき返還する場合は、監督員の指示に従う。

なお、受注者は返還が完了するまで、材料の損失に対する責任を免れることはできない。

6 修理等

受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合は、事前に監督員の承諾を得なければならない。

7 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。

8 所有権

支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属する。

第 30 条 工事現場発生品

1 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

2 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第 1 項以外のものが発生した場合は、監督員に連絡し、監督員が引き渡しを指示したものについては、監督員の指示する場所で監督員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。

第 31 条 建設副産物

1 一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合は、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事は、監督員と協議し、設計図書に明示がない任意の仮設工事は、監督員の承諾を得なければならない。

2 マニフェスト

受注者は、産業廃棄物であるコンクリート塊及びアスファルト塊等が搬出される工事にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 12 条の 5 第 1 項の規定により電子情報処理組織利用事業者が使用する電子情報処理組織（以下「電子マニフェストシステム」という。）、又は産業廃棄物管理票（マニ

フェスト)により、適正に処理されていることを確認するとともに監督員にその写しを提出しなければならない。

受注者は、建設廃棄物処理委託契約書に記載のある(以下「委託契約書記載の」という。)処分会社が発行する、発注工事名、工事期間、産業廃棄物の種類、処理数量、工事場所、委託契約書記載の事業者などを記載した処理証明書を、監督員に提出しなければならない。ただし、電子マニフェストシステムにより処分の事実が証明できる場合は除く。

3 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(国土交通事務次官通達、平成14年5月30日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)(航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

4 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合は、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

5 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

6 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

7 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。

い。

また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

8 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、第6項（再生資源利用促進計画）に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と第7項（再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等）で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

10 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

第32条 監督員による検査（確認を含む）及び立会等

- 1 監督員は、工事が契約図書どおり行われているか確認をするため必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立会又は資料の提出を請求できるものとし、受注者は協力しなければならない。
- 2 受注者は、主要な工事段階の区切等で、設計図書で指示した事項及びあらかじめ監督員の指示した事項は、監督員の検査を受けなければならない。
- 3 受注者は、工事が終了したとき、又は既済部分の出来形について支払の請求をするときは、手続前に監督員の検査を受けなければならない。
- 4 前記各項の検査は、受注者又は現場代理人あるいは主任技術者等は、検査に立会しなければならない。
- 5 受注者は、検査のため必要な資材の提出、測量、その他の処理につき、監督員の指示に従わなければならない。

第33条 出来形管理基準及び規格値並びに品質管理

- 1 受注者は、大阪府都市整備部監修の「土木工事施工管理基準」に準じて品質管理及び施工管理を行い、記録及びその成果品を監督員に提出しなければ

ならない。

- 2 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任と費用負担において整備、保管し、監督員に遅滞なく提出しなければならない。

第 34 条 数量の算出及び完成図

- 1 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
- 2 受注者は、出来形測量の結果を基に出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って完成図を作成し、監督員に提出しなければならない。

第 35 条 官公庁への手続

1 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

2 関係機関への届出

受注者は、工事施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

3 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督員に提示しなければならない。

なお、監督員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

4 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可、承諾条件がある場合は、これを遵守しなければならない。

なお、受注者は許可、承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、監督員と協議しなければならない。

第 36 条 施工時期及び施工時間の変更

1 施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議する。

2 休日又は夜間の作業連絡

受注者は、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその

理由を監督員に書面により提出し、承諾を得なければならない。

第 37 条 工事測量

1 一般事項

受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮 BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

なお、測量標（仮 BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。

また、受注者は測量結果を監督員に提出しなければならない。

2 引照点等の設置

受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合は、監督員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

3 仮設標識

受注者は、丁張その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。

4 工事用測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標（仮 BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。

また、用地幅杭が現存しない場合は、監督員と協議しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

5 既存杭の保全

受注者は、工事の施工にあたり損傷を受けるおそれのある杭、障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

6 水準測量・水深測量

水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行う。

第 38 条 提出書類

受注者は、監督員の指示する様式により指定期日までに、関係書類を監督員に提出しなければならない。

第 39 条 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、整然とした状態にしなければならない。ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

また、工事検査に必要な足場及びはしご等は、監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去する。

第 40 条 設計図書の変更

入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者又は監督員が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者又は監督員が設計図書を修正する。

第 41 条 工期変更

1 一般事項

契約書第 18 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第 1 項、第 19 条（条件変更等）第 5 項、第 20 条（設計図書の変更）、第 21 条（工事の中止）第 3 項及び第 23 条（受注者の請求による工期の延長）の規定に基づく工期の変更について、契約書第 25 条（工期及び請負代金額の変更方法）の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認（本条において以下「事前協議」という。）し、監督員はその結果を受注者に通知する。

2 設計図書の変更等

受注者は、契約書第 19 条（条件変更等）第 5 項及び第 20 条（設計図書の変更）に基づき設計図書の変更、又は訂正が行われた場合は、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

3 工事の一時中止

受注者は、契約書第 21 条（工事の中止）に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合は、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しな

なければならない。

4 工期の延長

受注者は、契約書第 23 条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の延長を求める場合は、第 1 項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

5 工期の短縮

受注者は、契約書第 24 条（発注者の請求による工期の短縮等）第 1 項に基づき工期の短縮を求められた場合は、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、工期変更に関して監督員と協議しなければならない。

第 42 条 完成検査

1 完成検査は、工事請負契約の目的物が完成したときに実施する。

受注者は、契約書第 32 条（検査及び引渡し）第 1 項の規定に基づき、工事完成届を監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、工事完成届を監督員に提出する際は、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成している。
- (2) 契約書第 18 条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第 1 項の規定に基づき、監督員の請求した改造が完了している。
- (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了している。
- (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結している。

3 発注者は、完成検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知する。

4 検査員は、吹田市水道部工事検査規程に基づき書類検査及び現場検査を行う。

- (1) 書類検査は、契約図書に基づき、工事内容、工事写真、完成図書等について提出された書類を確認する。
- (2) 現場検査は、監督員、受注者又は現場代理人の立会の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。

- 5 検査員は、手直しの必要があると認めた場合は、受注者に対して、期限を定めて手直しの指示を行うことができる。
- 6 受注者は、検査に必要な準備、人員及び資機材等の提供をしなければならない。

第 43 条 出来形検査、中間検査、随時検査

1 出来形検査

- (1) 出来形検査は、部分払いの請求があったとき若しくは契約の解除等により、工事の中止、又は打切りをするときに実施する。
受注者は、契約書第 38 条（部分払及び出来形検査）第 2 項の部分払の確認請求を行った場合、又は契約書第 39 条（部分引渡し）第 1 項の部分引渡し指定部分の完成通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、契約書第 38 条（部分払及び出来形検査）に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来形に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 出来形検査を実施するときは、第 42 条第 3 項から第 6 項までを準用する。

2 中間検査

- (1) 中間検査は、工事が全て完成するまでに既済部分を発注者が部分使用するとき又は工場検査をする必要があるとき、完成後に施工の適否が容易に確認し難い部分又は施工途中に確認が必要な部分があるときに実施する。
- (2) 発注者は、受注者の同意を得て部分使用ができる。
- (3) 受注者は、発注者が契約書第 34 条（部分使用）の規定に基づく部分使用を行う場合は、中間検査又は監督員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受ける。
- (4) 受注者は、中間検査を実施するとき第 42 条第 3 項から第 6 項までを準用する。

3 随時検査

- (1) 随時検査は、施工途上において検査員が必要と認めたときに実施するもので、工事進捗の確認及び工事完成検査の時点で確認が難しい工事の部分でその確認を行うために実施する。
- (2) 検査員は、監督員に必要な図書を速やかに提出することを求め、検査日を通知（口頭も含む）の上で実施する。ただし、緊急に行う場合は、

その限りではない。

- (3) 検査の立会については、監督員及び受注者又は現場代理人は可能な限り立ち会わなければならない。
- (4) 受注者は、検査員の指示による手直しについては、第 42 条第 5 項の規定に従わなければならない。
- (5) 随時検査を実施するときは、第 42 条第 6 項の規定に従わなければならない。

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日 改訂

特記仕様書

第1条 使用材料

改良土について

(1) 用語の定義および資源の再利用

改良土とは、建設発生土を主原料として再生資源施設において添加剤を混合することにより改良した土砂をいう。建設発生土がそのままの品質では使用できない場合は、当該基準に基づき土質を改良した上で、再利用を図る必要がある。本工事における再利用の考え方は、建設発生土を改良土製造プラントにて土質改良し、再利用可能な状況にすることにあり、施工計画に基づき当該工事現場、他工事等において利用を図る循環型再利用を行う。

(2) 改良土製造プラントは次の性能を備えていること。

- (ア) 原料土の改良は、原則として定置式プラントとする。
- (イ) 原料土と添加剤（生石灰等）とが比例供給できる装置を有すること。
- (ウ) 解砕機能を備え、均一混合できる装置を有すること。
- (エ) 十分なストックヤードを有していること。
- (オ) 安全対策、公害対策がなされていること。
- (カ) 風雨・降雪により品質低下を起こさないよう対策がなされていること。
- (キ) プラント周辺の環境に配慮した装置を有し、日常管理が適正に行われていること。

(3) 品質管理

- (ア) 品質基準に定めた試験の頻度は年1回以上行うこと。なお資料は十分に攪拌した標準的な土を採取して行わなければならない。
- (イ) 改良土に使用する添加剤（生石灰等）及びその使用量については、原材料土の粒度・含水量に応じて調整し、添加後土壌に対して無公害であり、臭気及び粉塵等公衆衛生上の問題のないものとする。
- (ウ) 改良土は地下埋設物に対して腐食等影響を及ぼさないものとする。

(4) 品質基準

改良土の品質は、次の表の基準を満たしていること。

最大粒径 (26.5mm ふるい 通過重量 100%)	19mm ふるい 通過質量	425 μ m ふるい 通過質量	75 μ m ふるい 通過質量	修正 CBR
25mm 以下	90～100%	10～90%	0～25%	30%以上

基準値は発熱反応終了後の資料による試験値により求めるものとする。

(5) 建設発生土及び改良土の運搬に際しては次の各項目について留意すること。

- (ア) 過積載とならないよう注意徹底すること。
- (イ) 積載物が飛散、流出しないよう適切な運搬車両を使用すること。
- (ウ) 安全の確保並びに振動、騒音及び粉塵等による公衆災害の防止に努めること。
- (エ) 運搬経路の交通状況、道路事情及び交通障害の有無等について常に実態を把握し、安全な運行管理に努めること。

(6) その他

- (ア) ゴミ、ガラ、有機物及び産業廃棄物等の異物を含有しないこと。
- (イ) 改良土の使用に当たっては、改良後 3 日程度経過した、生石灰との発熱反応が終了しているものを使用すること。

2 生コンクリートについて

生コンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートの場合 55%以下、無筋コンクリートの場合は 60%以下とすること。なお、水セメント比の上限値による呼び強度の変更は設計変更の対象としない。

3 水道資材について

共通仕様書第 3 章第 5 条に記す工事材料とすること。次表に記す品質規格等の詳細については監督員に確認すること。

品 名	規 格	仕 様	備 考
ダクタイル鋳鉄管	JDPA G1052 JWWA G120 JDPA G1049	・呼び径 50 mm : 内面エポキシ樹脂粉体塗装 呼び径 75 mm ～ 450 mm : 内面エポキシ樹脂粉体塗装	S50 形 GX 形 (1 種)

ダクタイル鋳鉄管	JWWA G113 JIS5526 JDP A G1042	・呼び径 400 mm～1000 mm：内面 エポキシ樹脂粉体塗装	NS 形（切管用 1 種、 3 種、S 種） K 形（3 種）
ダクタイル鋳鉄異形管	JDP A G1052 JWWA G121 JWWA G114 JDP A G1042	・呼び径 50 mm～1000 mm：内面エポ キシ樹脂粉体塗装 ・フランジ形は GF 形ガasket 1 号とする	
ダクタイル鋳鉄管・異 形管用接合部品	JWWA G120・121 JWWA G113・114 JDP A G1049・1052 JIS G5527 各附属書	T 頭ボルトナット M10～M30	
GX 形ダクタイル鋳鉄 管・異形管用接合部品	JWWA G120・121 JDP A G1049 附属書	呼 び 径 75 mm～450 mm	
NS 形ダクタイル鋳鉄 管・異形管用接合部品	JWWA G113・114 JIS G1042 各附属書	・呼び径 300 mm～450 mm切管用挿し ロリングについてはタビ [®] ネジ [®] 式を使 用 ・呼び径 500 mm～1000 mm切管用挿 しロリングについてはリベットネジ [®] 式を 使用	
ダクタイル鋳鉄管用離 脱防止金具	JWWA G113・114 JIS G5527 各附属書・準拠	・呼び径 75 mm～250 mm半数型 ・呼び径 300 mm～1000 mm全数型	
GX 形継輪用離脱防止 接合金具	JWWA G121 JDP A G1049	・呼び径 75 mm～450 mm	
NS 形継輪用離脱防止 接合金具	JWWA G114 JDP A G1042 準拠	・呼び径 300 mm～450 mm	
ソフトシール仕切弁	JWWA B 120	・2 種、内ねじ式 ・内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・呼び径 75 mm～300 mmはショート形 ・遮断（開閉）方向は、指示による	
GX 形ソフトシール仕 切弁（両受）	JWWA B120 JDP A G1049	・3 種、内ねじ式 ・内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・遮断（開閉）方向は、指示による	GX 形ソフトシール仕切弁（挿 し受）は JDP A G1049 に準拠
NS 形ソフトシール仕 切弁（両受）	JWWA B 120	・3 種、内ねじ式 ・内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・遮断（開閉）方向は、指示による	NS 形ソフトシール仕切弁（挿 し受）は JWWA B 120 に準拠

S50 形ソフトシール仕切弁（受挿し）	JWWA B 120 準拠	・ 3 種、内ねじ式 ・ 内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ 遮断（開閉）方向は、指示による	
FCD 仕切弁	JWWA B 122	・ 2 種、内ねじ式 ・ 内面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ 呼び径 75 mm ～ 300 mm はショート形 ・ 遮断（開閉）方向は、指示による	
NS 形センターキャップバタフライ弁		・ 2 種 ・ 遮断（開閉）方向は、指示による ・ 内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ ゴムシート	JWWA B 138 準拠
地下式消火栓（単口）		・ 7.5K、呼び径 75 mm ・ FCD 製 ・ 内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ 遮断は右回し、排水は左回しとする	JWWA B 103 準拠 浅埋設対応
地下式消火栓（双口）		・ 7.5K、呼び径 100 mm ・ FCD 製 ・ 内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ 遮断は右回し、排水は左回しとする	JWWA B 103 準拠
地下式空気弁付消火栓		・ 7.5K、口径 75 mm ・ FCD 製 ・ 内面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ 空気弁は急速・小型と同様とする ・ 遮断は右回し、排水は左回しとする	JWWA B 103 準拠 浅埋設対応
急速空気弁	JWWA B 137	・ FCD 製 口径 25 mm、75 mm ・ 2 種 ・ 内面エポキシ樹脂粉体塗装	呼び径 25 mm はねじ込み形（フランジ 75）とする
小型空気弁		・ 口径 13 mm ～ 25 mm ・ コック付き ・ サドル分水、分岐サドルにねじ込み可能構造	JWWA B137 に準拠
補修弁	JWWA B 126	・ 2 種、口径 75 mm、面間=100 mm ～ 200 mm ・ 2 種、口径 100 mm、面間=180 mm ～ 200 mm ・ FCD 製 ・ 内面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ 遮断は右倒しとする ・ レバー式ボール弁型 ・ フランジ部は GF 形ガasket 1 号とする	外面はエポキシ樹脂粉体または合成樹脂塗装とする

仕切弁ボックス（円形鉄蓋 1 号）		・受枠内周部に突起部を極力なくした構造とし、作業有効内径（鉄蓋開口時の受枠上部投影寸法）は、受枠の内径全周にわたって 180 mm 以上を確保 ・蝶番は、蓋裏取付構造とし、蓋と受枠との着脱が可能であること ・蓋の表面構造は吹田市水道部指定とする	JWWA B 132 に準拠
単口消火栓・バタフライ弁・単口空気弁・空気弁付消火栓・単口排水栓ボックス（円形鉄蓋 3 号）		・蝶番は、蓋裏取付構造とし、蓋と受枠との着脱が可能であること ・蓋は 180° 垂直回転及び 360° 水平旋回が可能であり、操作時に蓋の逸脱がないものとする ・蓋の食い込み防止のため、バール操作力を 50(kgf) 以下に抑えること（注） ・蓋のずれ上がり防止のため、揺動量を 1 mm 以下に抑える（注） ・蓋の表面構造は吹田市水道部指定とする（別紙）	JWWA B 132 に準拠
双口消火栓・バタフライ弁・双口空気弁・双口排水栓ボックス（円形鉄蓋 4 号）		・蝶番は、蓋裏取付構造とし、蓋と受枠との着脱が可能であること ・蓋は 180° 垂直回転及び 360° 水平旋回が可能であり、操作時に蓋の逸脱がないものとする ・蓋の食い込み防止のため、バール操作力を 50(kgf) 以下に抑えること（注） ・蓋のずれ上がり防止のため、揺動量を 1 mm 以下に抑える（注） ・蓋の表面構造は吹田市水道部指定とする（別紙）	JWWA B 132 に準拠
レジンコンクリート製下樹（円形 1 号）			JWWA K 148 準拠
レジンコンクリート製下樹（円形・3 号）			JWWA K 148 準拠
レジンコンクリート製下樹（円形・4 号）			JWWA K 148 準拠
ポリエチレンスリーブ固定バンド	JWWA K 158 付属書	粉体管用	
水道管明示テープ		・幅 50mm 粘着性 ・青色（文字白） ・表示 上水道 西暦	
標識埋設シート		・幅 75mm ポリエチレン製クロス地	
標識埋設シート（非金属用）		・幅 150 mm アルミ箔製	呼び径 30 mm～50 mm のビニールパイプに適用

ダクトイル鋳鉄管継手用滑材	JDPA Z 2002		
管端塗布剤	JWWA K 139		

※仕様については吹田市水道部が指定したものを使用しなければならない。

JWWA：日本水道協会規格 JDPA：日本ダクトイル鉄管協会規格 JIS：日本産業規格

注）基準値及び試験方法は、財団法人水道技術研究センターの「技術評価内容説明書」による

第2条 給水装置工事について

給水装置工事に際しては、「給水装置工事施行指針」に準拠すること。

2 ポリエチレン管の配管時における留意事項

（１）下表の最小曲げ半径の限度を超えない配管は、可能な限り金属継手を使用せず、曲げ配管するものとする。

呼び径(mm)	13	20	25	30	40	50
最小曲げ半径(cm)	55	70	85	105	120	150

（２）金属継手は耐震性能強化型継手を使用すること。

ナットの締め付けの際には、締め付けトルクを管理すること。標準締め付けトルクは下表のとおり。

呼び径(mm)	13	20	25	30	40	50
標準締め付けトルク(N・m)	40	60	80	110	130	150

第3条 建設発生土処分

次表以外の再資源化施設へ搬入する場合は、事前に監督員の確認を求めなければならない。いずれの再資源化施設についても、事前に受入条件等を十分確認すること。

五十音順

会 社 名	施設所在地	電 話
(株)英光産業	東大阪市水走1-9-15	072-962-8200
(株)三野商店	吹田市南高浜町35-1	06-6383-0062
田中資材(株)	摂津市鳥飼本町2-4-54	072-654-2288
堀之内建材(株)	枚方市大峰東町11-3	072-859-6900

第4条 六価クロムについて

土木請負工事必携（大阪府都市整備部監修）のセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）に準拠することとする。

第5条 配管技能者の配置

本工事は、配管工事における技術力確保を明確にするため、以下の表のように配置を義務付ける。

- 2 受注者は、工事着手前に配管技能者の経歴書を写真とともに提出しなければならない。また、配管技能者は、配管作業中は常に配水管技能登録者証等を携帯し、配水管技能者であることが識別できるようにすること。

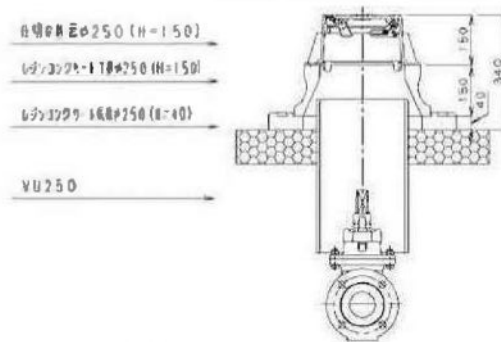
対象となる工事	必要とする資格
一般配管工事 (T、K形管等の一般継手配水管工事)	(社) 日本水道協会 配水管技能者 (一般登録)
耐震管工事 (NS、SⅡ形管等の耐震継手配水管工事)	(社) 日本水道協会 配水管技能者 (耐震登録)
大口径管工事 (呼び径 500 mm以上の耐震継手及び S、KF 形管等の大口径配水管工事)	(社) 日本水道協会 配水管技能者 (大口径登録)

注) 日本水道協会の配水管技能登録者と同等以上の技能を有する者の配置も可能とする。

注) 配水管布設工事以外の導水管及び送水管布設工事についても適用する。

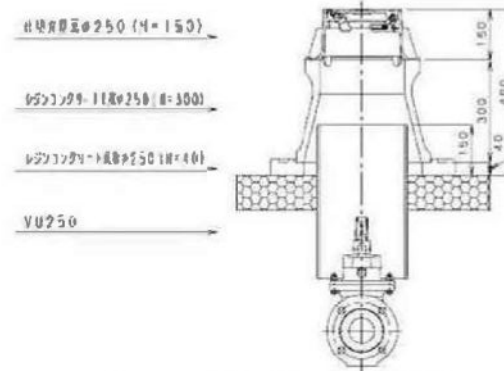
水道用ボックス設置標準図

仕切弁ボックス (φ30～φ50用)



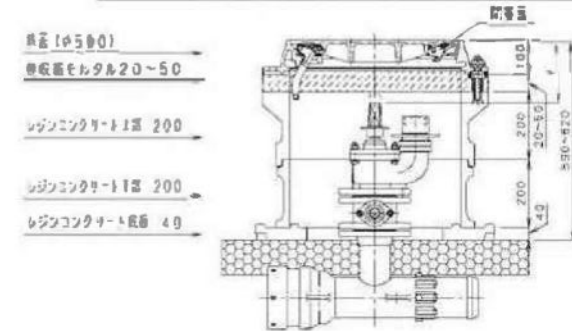
- (注) 1. VU250にて高さ調整すること。
2. 砕石は敷き均し後、十分に転圧し、本管に接触しないように調整すること。
3. 鉄蓋の構造は参考とし、指定するものではない。

仕切弁ボックス (φ75～用)



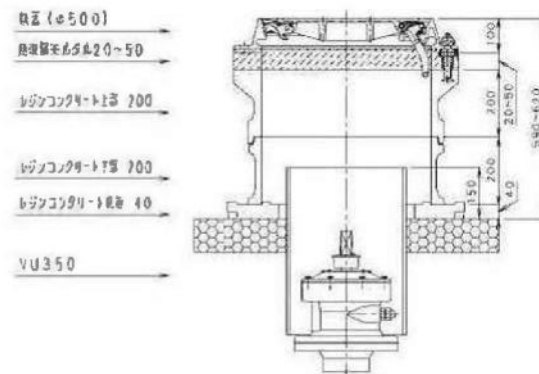
- (注) 1. VU250にて高さ調整すること。
2. 砕石は敷き均し後、十分に転圧し、本管に接触しないように調整すること。
3. 鉄蓋の構造は参考とし、指定するものではない。

φ500円形消火栓 (空気栓・止水栓・空気弁付消火栓) ボックス



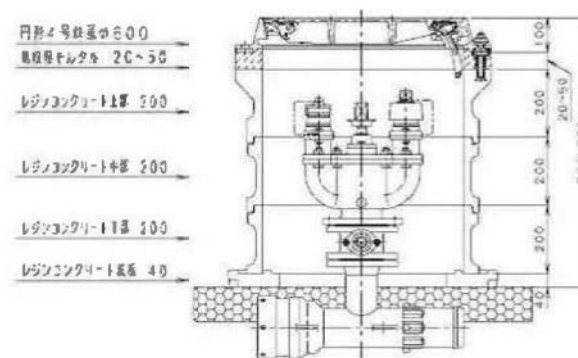
- (注) 1. H (現地壁から消火栓最頂部までの寸法) は、20cm以上確保し、20cmに近付くよう調整すること。
2. 底板は補修材のフランジより積上げること。
3. 調整部施工には、無収縮モルタルを使用し、2cm～5cmになるよう調整すること。
4. 放水口キャップが鉄蓋の開蓋蓋になるよう設置すること。
5. 砕石は敷き均し後、十分に転圧し、本管に接触しないように調整すること。
6. 鉄蓋の構造は参考とし、指定するものではない。

φ500円形バタフライ弁ボックス



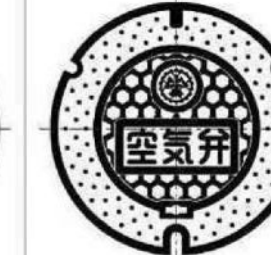
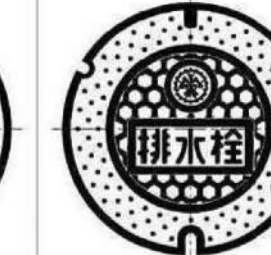
- (注) 1. 調整部施工には、無収縮モルタルを使用し、2cm～5cmになるよう調整すること。
2. 高さ不足の際は、VU350にて調整すること。
3. 砕石は敷き均し後、十分に転圧し、本管に接触しないように調整すること。
4. 鉄蓋の構造は参考とし、指定するものではない。

φ600円形排水栓 (消火栓) ボックス

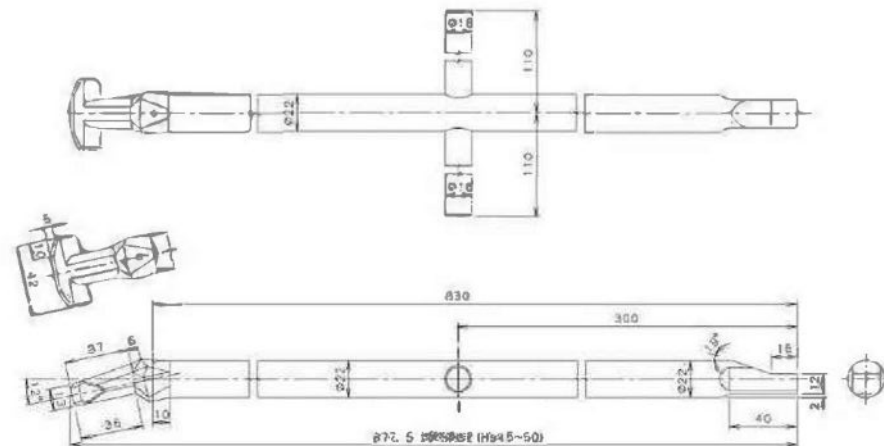


- (注) 1. H (現地壁から消火栓最頂部までの寸法) は、20cm以上確保し、20cmに近付くよう調整すること。
(注) 2. 調整部施工には、無収縮モルタルを使用し、2cm～5cmになるよう調整すること。

水道用鉄蓋 表面構造

仕切弁鉄蓋 <参考図> 	バタフライ弁鉄蓋 <参考図> 	消火栓鉄蓋 <参考図> 	空気弁付消火栓鉄蓋 <参考図> 	空気弁鉄蓋 <参考図> 	排水栓鉄蓋 <参考図> 
【仕様】 ①「歌田市章」、「仕切弁」文字を表示したものであること。 ②カラー標示鉄蓋であること。標示色はブルーとする。 ③「水流方向」、「口径表示」キャップを取り付けること。	【仕様】 ①「歌田市章」、「バタフライ弁」文字を表示したものであること。 ②カラー標示はせず、黒蓋であること。 ③「口径表示」キャップを取り付けること。	【仕様】 ①「歌田市章」、「消火栓」文字、「駐車禁止」文字を表示したものであること。 ②表面模様は「消防車」デザインとし、カラー標示鉄蓋であること。標示色は消防車：レッド、その他：イエローとする。	【仕様】 ①「歌田市章」、「消火栓」文字、「駐車禁止」文字、「A」マークを表示すること。 ②表面模様は「消防車」デザインとし、カラー標示鉄蓋であること。標示色は消防車：レッド、その他：イエローとする。	【仕様】 ①「歌田市章」、「空気弁」文字を表示したものであること。 ②カラー標示はせず、黒蓋であること。	【仕様】 ①「歌田市章」、「排水栓」文字を表示したものであること。 ②カラー標示はせず、黒蓋であること。

開閉器具



(単位 mm)

工事現場における標示施設等の 設置基準

工事現場における標示施設等の設置基準

周辺住民や道路等の公共施設利用者に対し工事に関する情報をわかりやすく提供するため、工事現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱いを下記のとおり定める。

(工事の標示)

1. 工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか、原則として次に示す事項を表示する表示板を工事区間の起終点に設置するものとする。
ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りでない。
なお、標示板の設置にあたっては、別紙様式1を参考とするものとする。
 - (1) 工事内容
工事の内容、目的等を表示するものとする。
 - (2) 工事期間
交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を表示するものとする。
 - (3) 工事種別
工事種別（舗装修繕工事等）を表示するものとする。
 - (4) 請負額
請負代金額を表示するものとする。
 - (5) 施工業者
施工業者（現場代理人名とも）及びその連絡先を表示するものとする。
 - (6) 施工主体
施工主体及びその連絡先を表示するものとする。

(防護施設等の設置)

2. 車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考（1）を参照）

(迂回路の標示)

3. 工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を表示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）

(色 彩)

4. 工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10cm）を用いるものとする。

(管 理)

5. 工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

110cm

140cm

ご迷惑をおかけします

○ ○ ○ ○ ○
しています

令和○年○月○日まで
時間帯 00:00～00:00

○○工事

請負額 ○○○○万円

施 工 ○○建設(株)

現場代理人 ○○ ○○

電話 ○○-○○○○-○○○○

吹田市水道部 工務室 ○○グループ

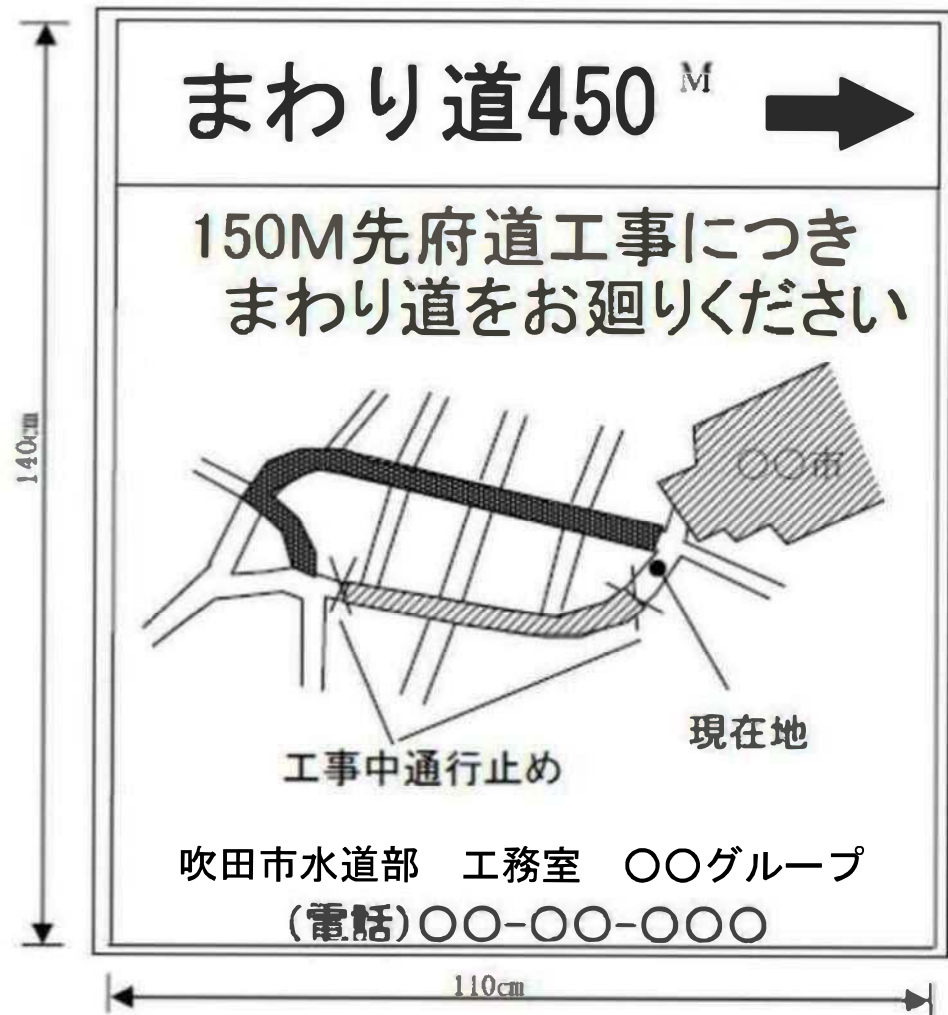
電話 ○○-○○○○-○○○○

※表示例1

※表示例2

(表示例1) 地震に強い水道管に取替えています
 地震に強い水道管を新設しています
 古くなった水道管を撤去しています
 鉛製の給水管を取替えています
 水道管の埋設跡の復旧を行っています

(表示例2) 水道工事
 舗装復旧工事



別表備考

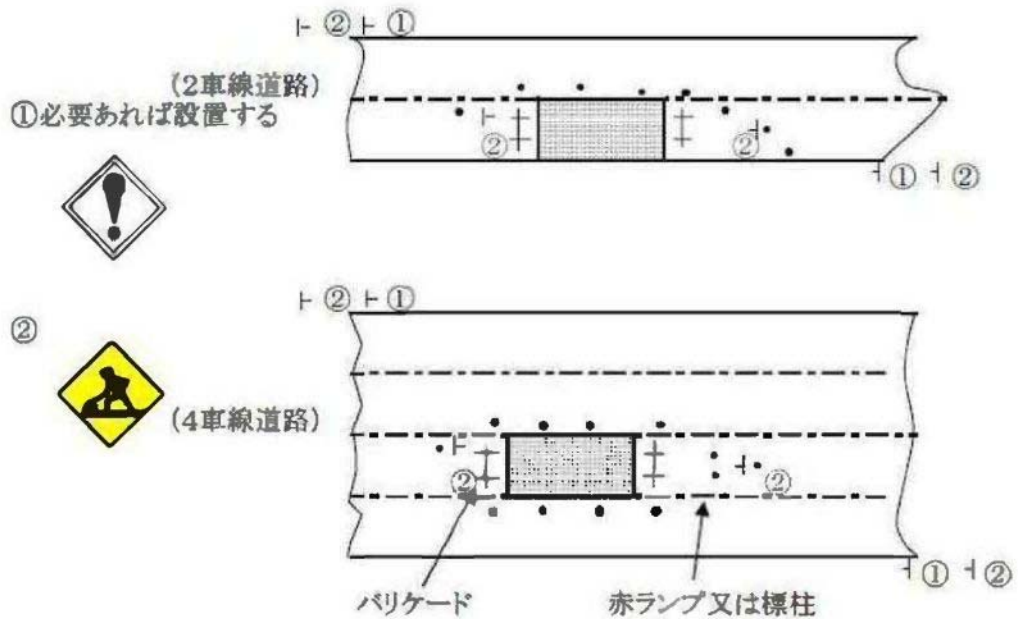
一 様式 1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「水道工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm、区画線の太さは 0.5 cmとする。

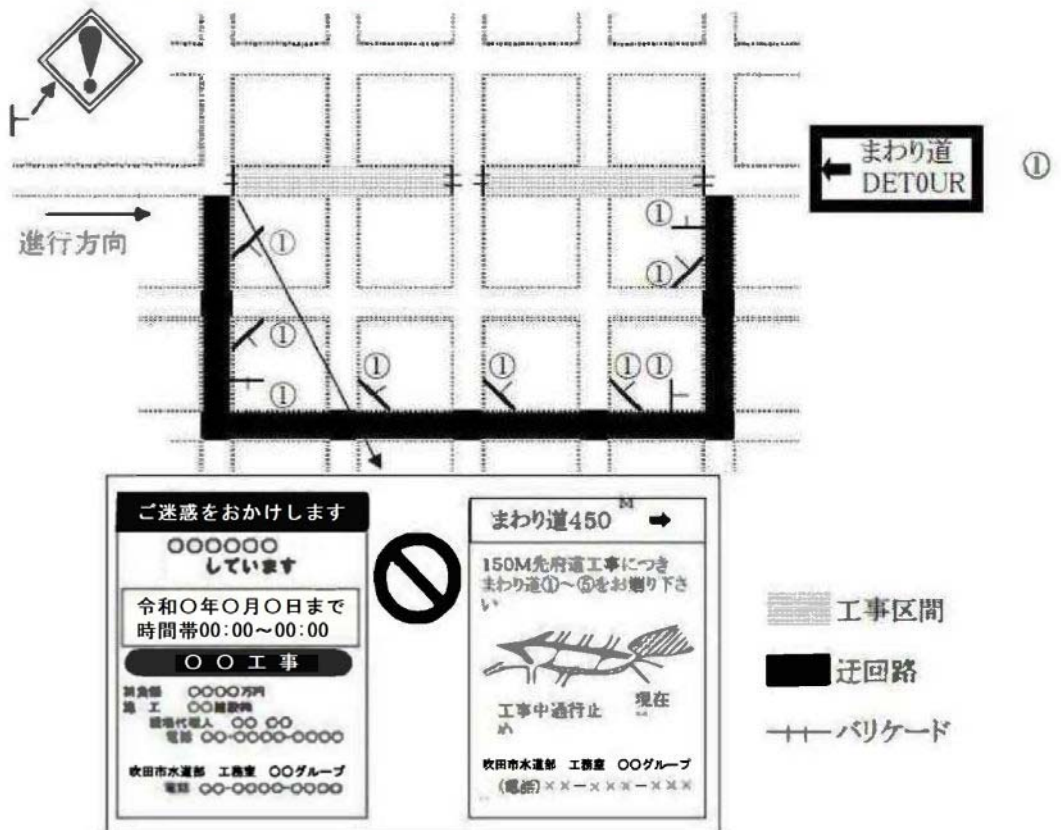
二 様式 2

- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cmとする。

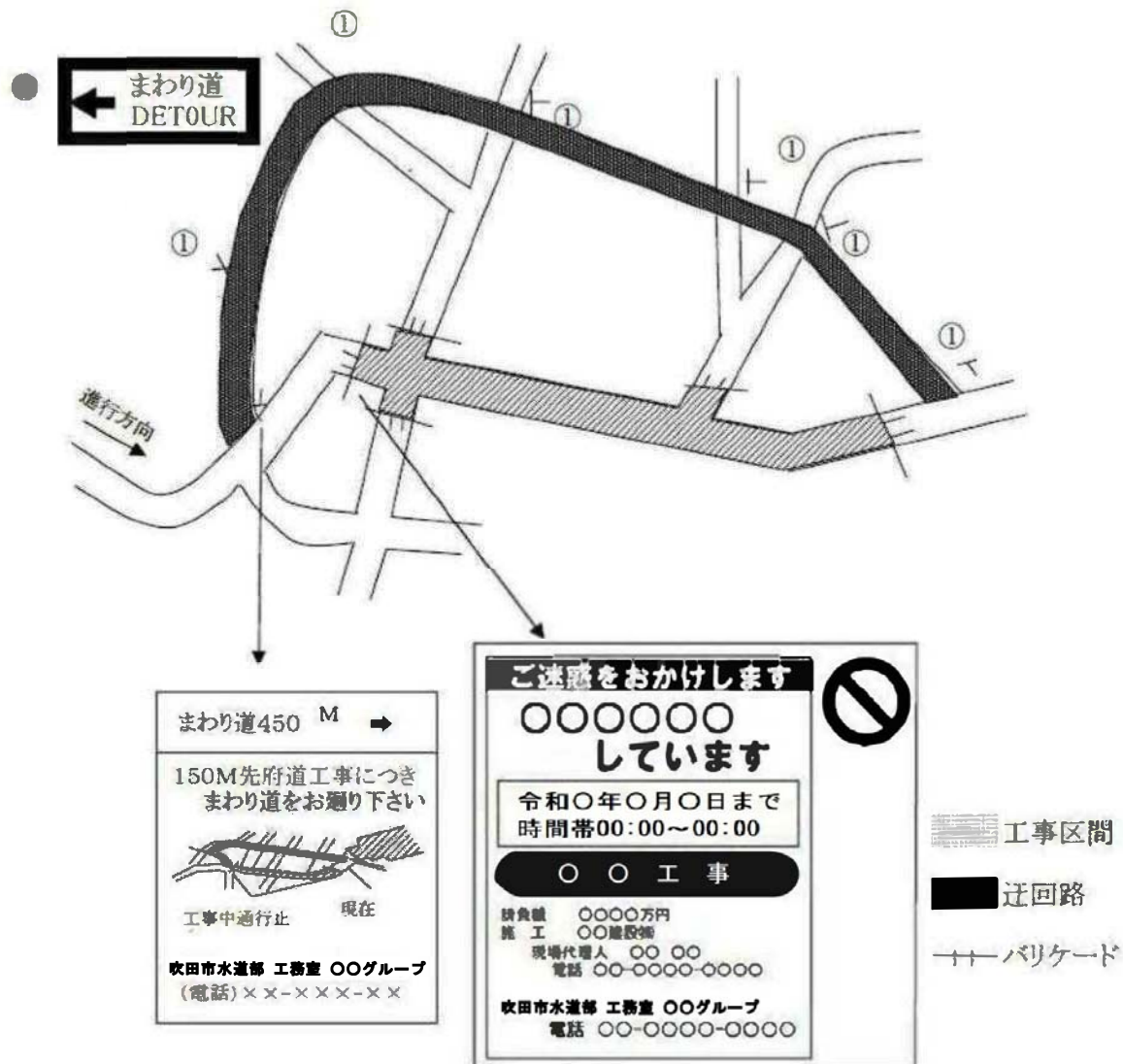
参考(1)車線の一部分が工事中の場合の表示例



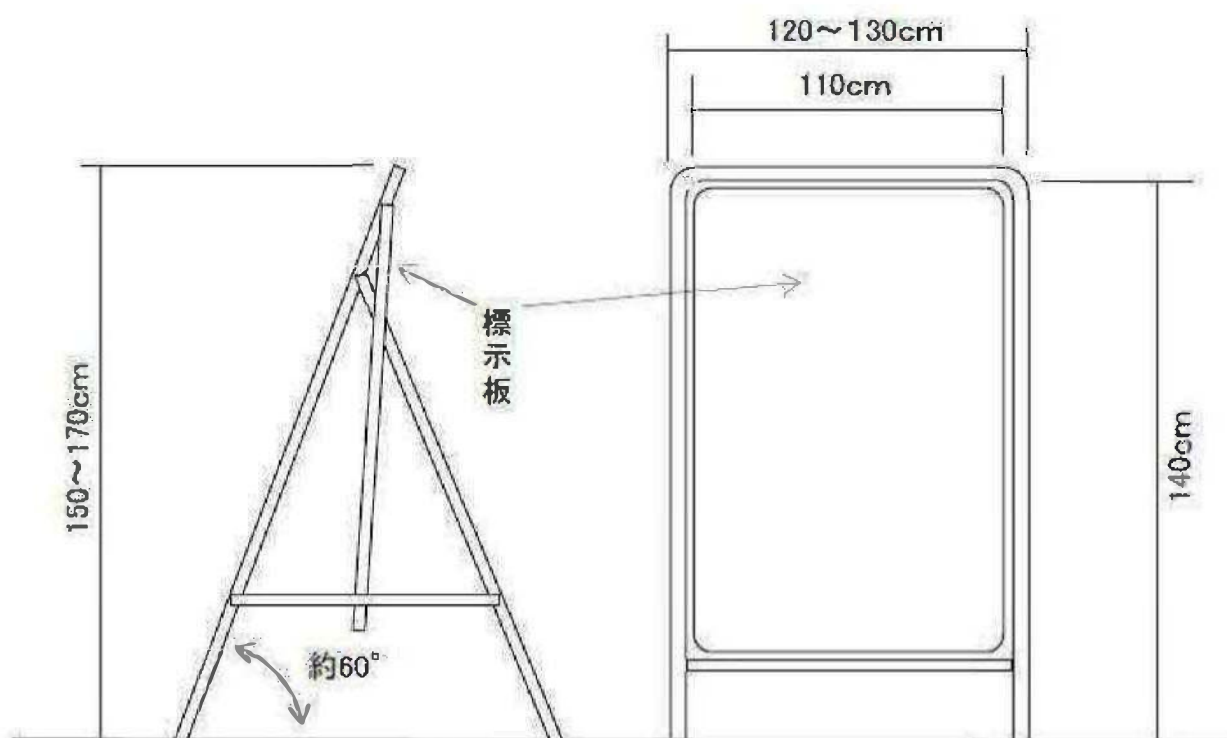
参考(2) 工事中迂回路の標示例(市街部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(3) 工事中迂回路の標示例(地方部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考（４）設置方法の例



4週8休工事について

本工事は、週休2日を推進するため、4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定方式（本市が4週8休に取り組むことを指定する）の工事である。

本工事において、4週8休以上の現場閉所を実施するために、事前に監督員と本工事における4週8休の対象期間を協議したうえで、施工計画書（当初）に具体的な実施日、取り組み方針等を記載し提出すること。やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議すること。

受注者は対象期間後、速やかに休日取得状況（現場閉所実績）を記入した書類を提出し、監督員の確認を受けること。

受注者は、工事現場において公衆の見やすい場所に、『この工事現場は週休2日に取り組んでいます。』など、4週8休対象工事である旨を明示すること（下記参照）。

なお、4週8休工事について、本特記仕様書に定めのない内容については、吹田市水道部「4週8休工事」実施要領によるものとする。ただし本補正係数については、大阪府都市整備部「週休2日工事」実施要領の「通期の週休2日」に基づき、通期の週休2日は必須であることから経費の補正は行わない。



4週8休対象工事であることを明記する工事看板例

交通誘導警備員の配置について

本工事の交通誘導警備員の配置については、施工日当たり2名の配置を設計計上しているが、第三者協議の結果又は現場条件に応じて実施するものとし、設計変更については監督員と協議するものとする。

また、交通誘導警備員について、高速自動車道と自動車専用道路ならびに都道府県公安委員会認定路線の施工においては、交通誘導警備業務に係る検定合格者（一級または二級）を1名以上配置しなければならない。

水道用鉄蓋について

水道用鉄蓋（仕切弁蓋、バタフライ弁蓋、消火栓蓋、空気弁付消火栓蓋）については、その表面に口径表示及び流方向表示のキャップが取り付けられており、施工時のアスファルト合材によってこのキャップが変色もしくは変状しないよう、保護シートによる養生を行うこと。

インターロッキングブロックについて

インターロッキングブロックについて、吹田市資源循環エネルギーセンターより排出される溶融スラグ（JISA5031 準拠品）を骨材として配合されたものを使用すること。ただし、溶融スラグの供給等の理由により当該溶融スラグ入りのインターロッキングブロックを調達できない場合は代替骨材を利用しても良いものとする。ただし、設計変更の対象とはしない。

下水道設備等の取替えについて

本工事は、当該工事範囲における下水道設備等の取替え工事を見込んだ工期設定としているが、第三者協議の結果により工期変更が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。

井戸しゅんせつ工事

仕様書

特記仕様書

第1条 工事概要

本工事は、片山浄水所2号さく井、3号さく井の浚渫工事である。
施工日程は本市監督員との打合せにより決定すること。

第2条 工事場所

片山浄水所 吹田市朝日が丘町26番10号

第3条 さく井仕様

片山浄水所

(1) 2号さく井

ア	ケーシング管口径	鋼管 φ400mm
イ	二重ケーシング管口径	鋼管 φ300mm (平成29年(2017年)度設置)
ウ	スクリーン位置	145.32m～193.32m (48m) (二重ケーシング)
エ	現在深度	195.1m (令和7年6月測定)
オ	静水位	71.2m (令和7年6月測定)
カ	揚水管長	110m (2.75m×40本)
キ	井戸深度	200m
ク	据付水中ポンプ	18.5kW 5段 (揚程110m、揚水量45 m ³ /h)
ケ	前回浚渫工事	令和3年(2021年)度実施
コ	施工方法	ベアラ浚渫

(2) 3号さく井

ア	ケーシング管口径	鋼管 φ400mm
イ	スクリーン位置	第1スクリーン 131m～141m (10m) 第2スクリーン 150m～162m (12m) 第3スクリーン 168m～182m (14m) 第4スクリーン 186m～201m (15m) 第5スクリーン 234.65m～240.65m (6m) 第6スクリーン 246.71m～270.80m (24.09m) 第7スクリーン 276.81m～282.82m (6.01m)
ウ	現在深度	292.9m (令和6年7月測定)
エ	静水位	69.5m (令和6年7月測定)
オ	揚水管長	110m (2.75m×40本)
カ	井戸深度	300m
キ	据付水中ポンプ	26kW 5段 (揚程108m、揚水量55 m ³ /h)

ク 前回浚渫工事
ケ 施工方法

令和3年（2021年）度実施
ベアラ浚渫

第4条 浚渫工事概要

- (1) 事前状況調査(深度検尺含む)
- (2) 水中テレビカメラによるケーシング内の調査
- (3) 井内洗浄
- (4) 揚水試験用水中ポンプ据付
- (5) 予備揚水試験
- (6) 段階揚水試験
- (7) 連続揚水試験～回復試験
- (8) 揚水試験用水中ポンプ引揚
- (9) 上記工事に係る仮設工事、附帯工事一式

※本市揚水ポンプ及び揚水管は事前に引揚済である。

第5条 水中テレビカメラ調査の概要

- (1) 事前状況調査
- (2) 水中テレビカメラによるケーシング内の調査
- (3) テレビカメラ調査で撮影した映像は、DVD等に録画し、本市監督員に提出すること。

第6条 提出書類

本工事における提出書類の詳細については、契約締結後、本市監督員と打合せすること。

- (1) 工事着工届
- (2) 工事完成届
- (3) 請求書
- (4) 下請業者名簿
- (5) 工程表
- (6) 現場代理人届
- (7) CORINSへの登録(請負金額500万円以上)
- (8) 施工計画書
- (9) 施工体制台帳
- (10) 損害賠償責任保険

受注者は、本市が指定する工事について、損害賠償責任保険に加入しなければならない。また、保険契約締結後、証券等の写しを1部提出すること。

- (11) 打合せ議事録

受注者は、本市監督員の指示により、打合せ議事録を提出すること。

- (12) 工事月報・工事日報・工事写真・完成図書

ア 工事月報・工事日報

本市提供用紙により、毎月 1 部提出すること。また、実際に施工した日については日報を提出すること。記載方法は本市監督員の指示どおりとする。

イ 工事写真

黒板、箱尺等により撮影目的をはっきりさせ、施工前、施工中、完成時の各工程毎に、詳細に撮影（カラー撮り）し、1 部提出（電子データ共）すること。様式・サイズ等は本市監督員の指示どおりとする。

ウ 完成図書

工事完成後、2 部提出すること。内 1 部は電子データとすること。様式・サイズ等は本市監督員の指示どおりとする。また、仮完成図書等の提出についても、本市監督員の指示どおりとする。

(13) その他、本市監督員の指示により必要書類を提出すること。

第 7 条 留意事項

(1) 工事用水は本市から支給するが、設備費、維持費及び撤去費は受注者の負担とする。

(2) 工事用動力については支給しない。受注者にて低騒音型発電機を設置すること。

ただし、揚水試験用動力については支給する。

(3) 揚水試験用の水中ポンプ及び揚水管については、受注者にて準備すること。

(4) 工事場所が住宅地に隣接しているため、騒音等の養生については、防音シートにて十分に行うこと。

(5) 排水は本市監督員の指示に従い行うこと。

(6) 浚渫残土等の産業廃棄物は受注者にて適正に処分し、産業廃棄物管理票の写し等を提出すること。

(7) 本工事敷地内において、作業に支障を与える資材等は受注者にて移設すること。移設場所については、本市監督員の指示によるものとする。

(8) 他の工事と競合する場合には、互いに協調し工事の円滑な進捗を図ること。

(9) 本工事履行場所は、浄水所のため環境衛生には十分に注意を払い、検便検査の結果を提出すること。

なお、検査内容はサルモネラ菌、赤痢菌、腸チフス、パラチフス、O-157 等とする。

特記仕様書

第1条 使用材料

改良土について

(1) 用語の定義および資源の再利用

改良土とは、建設発生土を主原料として再生資源施設において添加剤を混合することにより改良した土砂をいう。建設発生土がそのままの品質では使用できない場合は、当該基準に基づき土質を改良した上で、再利用を図る必要がある。本工事における再利用の考え方は、建設発生土を改良土製造プラントにて土質改良し、再利用可能な状況にすることにあり、施工計画に基づき当該工事現場、他工事等において利用を図る循環型再利用を行う。

(2) 改良土製造プラントは次の性能を備えていること。

- (ア) 原料土の改良は、原則として定置式プラントとする。
- (イ) 原料土と添加剤（生石灰等）とが比例供給できる装置を有すること。
- (ウ) 解砕機能を備え、均一混合できる装置を有すること。
- (エ) 十分なストックヤードを有していること。
- (オ) 安全対策、公害対策がなされていること。
- (カ) 風雨・降雪により品質低下を起こさないよう対策がなされていること。
- (キ) プラント周辺の環境に配慮した装置を有し、日常管理が適正に行われていること。

(3) 品質管理

- (ア) 品質基準に定めた試験の頻度は年1回以上行うこと。なお資料は十分に攪拌した標準的な土を採取して行わなければならない。
- (イ) 改良土に使用する添加剤（生石灰等）及びその使用量については、原材料土の粒度・含水量に応じて調整し、添加後土壌に対して無公害であり、臭気及び粉塵等公衆衛生上の問題のないものとする。
- (ウ) 改良土は地下埋設物に対して腐食等影響を及ぼさないものとする。

(4) 品質基準

改良土の品質は、次の表の基準を満たしていること。

最大粒径 (26.5mm ふるい 通過重量 100%)	19mm ふるい 通過質量	425 μ m ふるい 通過質量	75 μ m ふるい 通過質量	修正 CBR
25mm 以下	90～100%	10～90%	0～25%	30%以上

基準値は発熱反応終了後の資料による試験値により求めるものとする。

(5) 建設発生土及び改良土の運搬に際しては次の各項目について留意すること。

- (ア) 過積載とならないよう注意徹底すること。
- (イ) 積載物が飛散、流出しないよう適切な運搬車両を使用すること。
- (ウ) 安全の確保並びに振動、騒音及び粉塵等による公衆災害の防止に努めること。
- (エ) 運搬経路の交通状況、道路事情及び交通障害の有無等について常に実態を把握し、安全な運行管理に努めること。

(6) その他

- (ア) ゴミ、ガラ、有機物及び産業廃棄物等の異物を含有しないこと。
- (イ) 改良土の使用に当たっては、改良後 3 日程度経過した、生石灰との発熱反応が終了しているものを使用すること。

2 生コンクリートについて

生コンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートの場合 55%以下、無筋コンクリートの場合は 60%以下とすること。なお、水セメント比の上限値による呼び強度の変更は設計変更の対象としない。

3 水道資材について

共通仕様書第 3 章第 5 条に記す工事材料とすること。次表に記す品質規格等の詳細については監督員に確認すること。

品 名	規 格	仕 様	備 考
ダクタイル鋳鉄管	JDPA G1052 JWWA G120 JDPA G1049	・呼び径 50 mm : 内面エポキシ樹脂粉体塗装 呼び径 75 mm ～ 450 mm : 内面エポキシ樹脂粉体塗装	S50 形 GX 形 (1 種)

ダクタイル鋳鉄管	JWWA G113 JIS5526 JDP A G1042	・呼び径 400 mm～1000 mm：内面 エポキシ樹脂粉体塗装	NS 形（切管用 1 種、 3 種、S 種） K 形（3 種）
ダクタイル鋳鉄異形管	JDP A G1052 JWWA G121 JWWA G114 JDP A G1042	・呼び径 50 mm～1000 mm：内面エポ キシ樹脂粉体塗装 ・フランジ形は GF 形ガasket 1 号とする	
ダクタイル鋳鉄管・異 形管用接合部品	JWWA G120・121 JWWA G113・114 JDP A G1049・1052 JIS G5527 各附属書	T 頭ボルトナット M10～M30	
GX 形ダクタイル鋳鉄 管・異形管用接合部品	JWWA G120・121 JDP A G1049 附属書	呼 び 径 75 mm～450 mm	
NS 形ダクタイル鋳鉄 管・異形管用接合部品	JWWA G113・114 JIS G1042 各附属書	・呼び径 300 mm～450 mm切管用挿し ロリングについてはタビ [®] ネジ [®] 式を使 用 ・呼び径 500 mm～1000 mm切管用挿 しロリングについてはリベットネジ [®] 式を 使用	
ダクタイル鋳鉄管用離 脱防止金具	JWWA G113・114 JIS G5527 各附属書・準拠	・呼び径 75 mm～250 mm半数型 ・呼び径 300 mm～1000 mm全数型	
GX 形継輪用離脱防止 接合金具	JWWA G121 JDP A G1049	・呼び径 75 mm～450 mm	
NS 形継輪用離脱防止 接合金具	JWWA G114 JDP A G1042 準拠	・呼び径 300 mm～450 mm	
ソフトシール仕切弁	JWWA B 120	・2 種、内ねじ式 ・内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・呼び径 75 mm～300 mmはショート形 ・遮断（開閉）方向は、指示による	
GX 形ソフトシール仕 切弁（両受）	JWWA B120 JDP A G1049	・3 種、内ねじ式 ・内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・遮断（開閉）方向は、指示による	GX 形ソフトシール仕切弁（挿 し受）は JDP A G1049 に準拠
NS 形ソフトシール仕 切弁（両受）	JWWA B 120	・3 種、内ねじ式 ・内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・遮断（開閉）方向は、指示による	NS 形ソフトシール仕切弁（挿 し受）は JWWA B 120 に準拠

S50 形ソフトシール仕切弁（受挿し）	JWWA B 120 準拠	・ 3 種、内ねじ式 ・ 内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ 遮断（開閉）方向は、指示による	
FCD 仕切弁	JWWA B 122	・ 2 種、内ねじ式 ・ 内面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ 呼び径 75 mm ～ 300 mm はショート形 ・ 遮断（開閉）方向は、指示による	
NS 形センターキャップバタフライ弁		・ 2 種 ・ 遮断（開閉）方向は、指示による ・ 内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ ゴムシート	JWWA B 138 準拠
地下式消火栓（単口）		・ 7.5K、呼び径 75 mm ・ FCD 製 ・ 内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ 遮断は右回し、排水は左回しとする	JWWA B 103 準拠 浅埋設対応
地下式消火栓（双口）		・ 7.5K、呼び径 100 mm ・ FCD 製 ・ 内外面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ 遮断は右回し、排水は左回しとする	JWWA B 103 準拠
地下式空気弁付消火栓		・ 7.5K、口径 75 mm ・ FCD 製 ・ 内面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ 空気弁は急速・小型と同様とする ・ 遮断は右回し、排水は左回しとする	JWWA B 103 準拠 浅埋設対応
急速空気弁	JWWA B 137	・ FCD 製 口径 25 mm、75 mm ・ 2 種 ・ 内面エポキシ樹脂粉体塗装	呼び径 25 mm はねじ込み形（フランジ 75）とする
小型空気弁		・ 口径 13 mm ～ 25 mm ・ コック付き ・ サドル分水、分岐サドルにねじ込み可能構造	JWWA B137 に準拠
補修弁	JWWA B 126	・ 2 種、口径 75 mm、面間=100 mm ～ 200 mm ・ 2 種、口径 100 mm、面間=180 mm ～ 200 mm ・ FCD 製 ・ 内面エポキシ樹脂粉体塗装 ・ 遮断は右倒しとする ・ レバー式ボール弁型 ・ フランジ部は GF 形ガasket 1 号とする	外面はエポキシ樹脂粉体または合成樹脂塗装とする

仕切弁ボックス（円形鉄蓋 1 号）		・受枠内周部に突起部を極力なくした構造とし、作業有効内径（鉄蓋開口時の受枠上部投影寸法）は、受枠の内径全周にわたって 180 mm 以上を確保 ・蝶番は、蓋裏取付構造とし、蓋と受枠との着脱が可能であること ・蓋の表面構造は吹田市水道部指定とする	JWWA B 132 に準拠
単口消火栓・バタフライ弁・単口空気弁・空気弁付消火栓・単口排水栓ボックス（円形鉄蓋 3 号）		・蝶番は、蓋裏取付構造とし、蓋と受枠との着脱が可能であること ・蓋は 180° 垂直回転及び 360° 水平旋回が可能であり、操作時に蓋の逸脱がないものとする ・蓋の食い込み防止のため、バール操作力を 50(kgf) 以下に抑えること（注） ・蓋のずれ上がり防止のため、揺動量を 1 mm 以下に抑える（注） ・蓋の表面構造は吹田市水道部指定とする（別紙）	JWWA B 132 に準拠
双口消火栓・バタフライ弁・双口空気弁・双口排水栓ボックス（円形鉄蓋 4 号）		・蝶番は、蓋裏取付構造とし、蓋と受枠との着脱が可能であること ・蓋は 180° 垂直回転及び 360° 水平旋回が可能であり、操作時に蓋の逸脱がないものとする ・蓋の食い込み防止のため、バール操作力を 50(kgf) 以下に抑えること（注） ・蓋のずれ上がり防止のため、揺動量を 1 mm 以下に抑える（注） ・蓋の表面構造は吹田市水道部指定とする（別紙）	JWWA B 132 に準拠
レジンコンクリート製下樹（円形 1 号）			JWWA K 148 準拠
レジンコンクリート製下樹（円形・3 号）			JWWA K 148 準拠
レジンコンクリート製下樹（円形・4 号）			JWWA K 148 準拠
ポリエチレンスリーブ固定バンド	JWWA K 158 付属書	粉体管用	
水道管明示テープ		・幅 50mm 粘着性 ・青色（文字白） ・表示 上水道 西暦	
標識埋設シート		・幅 75mm ポリエチレン製クロス地	
標識埋設シート（非金属用）		・幅 150 mm アルミ箔製	呼び径 30 mm～50 mm のビニールパイプに適用

ダクトイル鋳鉄管継手用滑材	JDPA Z 2002		
管端塗布剤	JWWA K 139		

※仕様については吹田市水道部が指定したものを使用しなければならない。

JWWA：日本水道協会規格 JDPA：日本ダクトイル鉄管協会規格 JIS：日本産業規格

注）基準値及び試験方法は、財団法人水道技術研究センターの「技術評価内容説明書」による

第2条 給水装置工事について

給水装置工事に際しては、「給水装置工事施行指針」に準拠すること。

2 ポリエチレン管の配管時における留意事項

（１）下表の最小曲げ半径の限度を超えない配管は、可能な限り金属継手を使用せず、曲げ配管するものとする。

呼び径(mm)	13	20	25	30	40	50
最小曲げ半径(cm)	55	70	85	105	120	150

（２）金属継手は耐震性能強化型継手を使用すること。

ナットの締め付けの際には、締め付けトルクを管理すること。標準締め付けトルクは下表のとおり。

呼び径(mm)	13	20	25	30	40	50
標準締め付けトルク(N・m)	40	60	80	110	130	150

第3条 建設発生土処分

次表以外の再資源化施設へ搬入する場合は、事前に監督員の確認を求めなければならない。いずれの再資源化施設についても、事前に受入条件等を十分確認すること。

五十音順

会 社 名	施設所在地	電 話
(株)英光産業	東大阪市水走1-9-15	072-962-8200
(株)三野商店	吹田市南高浜町35-1	06-6383-0062
田中資材(株)	摂津市鳥飼本町2-4-54	072-654-2288
堀之内建材(株)	枚方市大峰東町11-3	072-859-6900

第4条 六価クロムについて

土木請負工事必携（大阪府都市整備部監修）のセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）に準じることとする。

第5条 配管技能者の配置

本工事は、配管工事における技術力確保を明確にするため、以下の表のように配置を義務付ける。

- 2 受注者は、工事着手前に配管技能者の経歴書を写真とともに提出しなければならない。また、配管技能者は、配管作業中は常に配水管技能登録者証等を携帯し、配水管技能者であることが識別できるようにすること。

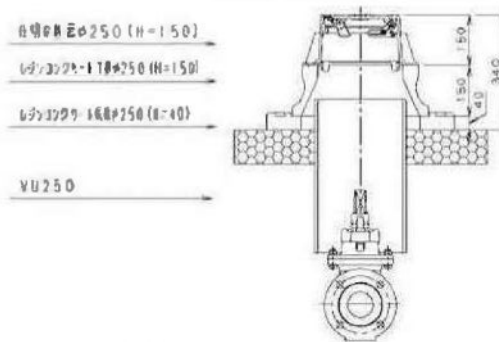
対象となる工事	必要とする資格
一般配管工事 (T、K形管等の一般継手配水管工事)	(社) 日本水道協会 配水管技能者 (一般登録)
耐震管工事 (NS、SⅡ形管等の耐震継手配水管工事)	(社) 日本水道協会 配水管技能者 (耐震登録)
大口径管工事 (呼び径 500 mm以上の耐震継手及び S、KF 形管等の大口径配水管工事)	(社) 日本水道協会 配水管技能者 (大口径登録)

注) 日本水道協会の配水管技能登録者と同等以上の技能を有する者の配置も可能とする。

注) 配水管布設工事以外の導水管及び送水管布設工事についても適用する。

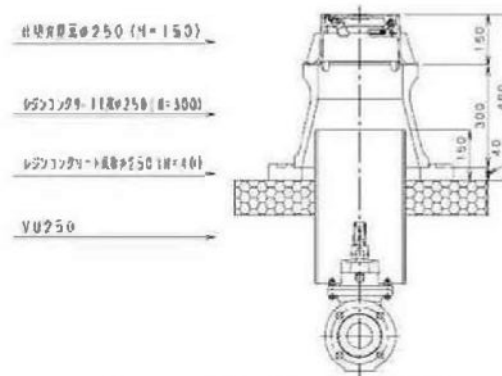
水道用ボックス設置標準図

仕切弁ボックス (φ30～φ50用)



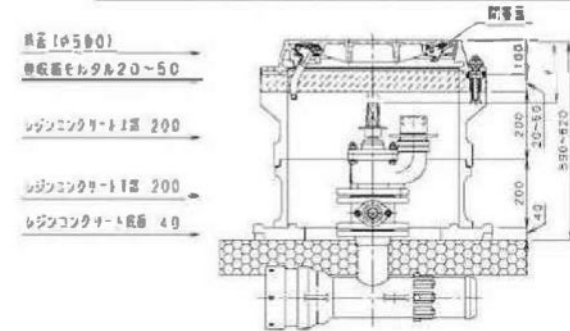
- (注) 1. VU250にて高さ調整すること。
2. 砕石は敷き均し後、十分に転圧し、本管に接触しないように調整すること。
3. 鉄蓋の構造は参考とし、指定するものではない。

仕切弁ボックス (φ75～用)



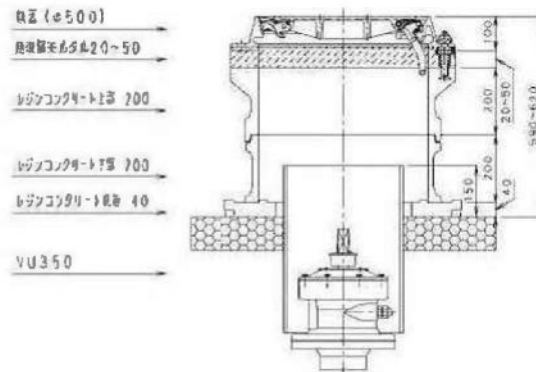
- (注) 1. VU250にて高さ調整すること。
2. 砕石は敷き均し後、十分に転圧し、本管に接触しないように調整すること。
3. 鉄蓋の構造は参考とし、指定するものではない。

φ500円形消火栓 (空気栓・止水栓・空気弁付消火栓) ボックス



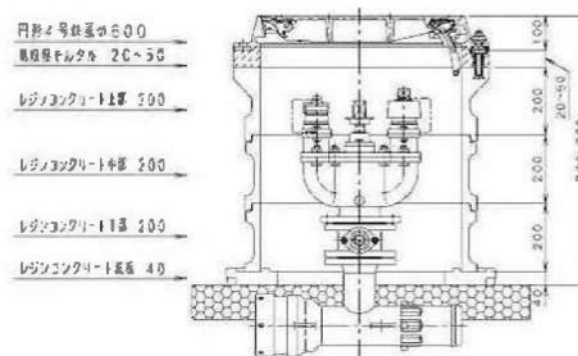
- (注) 1. H (現地壁から消火栓最頂部までの寸法) は、20cm以上確保し、20cmに近付くよう調整すること。
2. 底板は補修材のフランジ下より積上げること。
3. 調整部施工には、無収縮モルタルを使用し、2cm～5cmになるよう調整すること。
4. 放水口キャップが鉄蓋の開蓋蓋になるよう設置すること。
5. 砕石は敷き均し後、十分に転圧し、本管に接触しないように調整すること。
6. 鉄蓋の構造は参考とし、指定するものではない。

φ500円形バタフライ弁ボックス



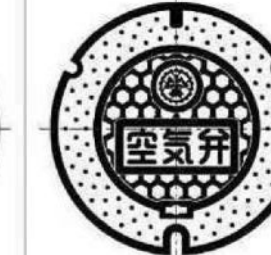
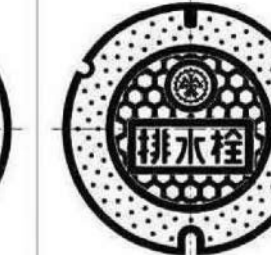
- (注) 1. 調整部施工には、無収縮モルタルを使用し、2cm～5cmになるよう調整すること。
2. 高さ不足の際は、VU350にて調整すること。
3. 砕石は敷き均し後、十分に転圧し、本管に接触しないように調整すること。
4. 鉄蓋の構造は参考とし、指定するものではない。

φ600円形排水栓 (消火栓) ボックス

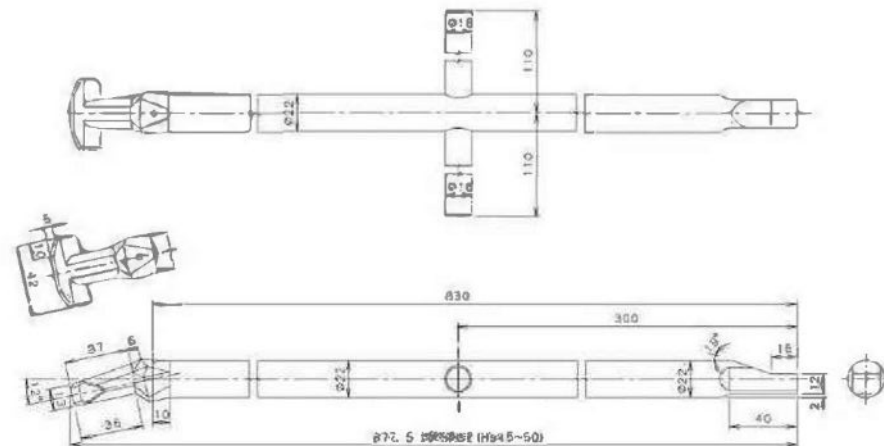


- (注) 1. H (現地壁から消火栓最頂部までの寸法) は、20cm以上確保し、20cmに近付くよう調整すること。
(注) 2. 調整部施工には、無収縮モルタルを使用し、2cm～5cmになるよう調整すること。

水道用鉄蓋 表面構造

仕切弁鉄蓋 <参考図>  流れ方向 口径表示	バタフライ弁鉄蓋 <参考図>  口径表示	消火栓鉄蓋 <参考図>  口径表示	空気弁消火栓鉄蓋 <参考図>  口径表示	空気弁鉄蓋 <参考図> 	排水栓鉄蓋 <参考図> 
【仕様】 ①「歌田市章」、「仕切弁」文字を表示したものであること。 ②カラー標示鉄蓋であること。標示色はブルーとする。 ③「水流方向」、「口径表示」キャップを取り付けること。	【仕様】 ①「歌田市章」、「バタフライ弁」文字を表示したものであること。 ②カラー標示はせず、黒蓋であること。 ③「口径表示」キャップを取り付けること。	【仕様】 ①「歌田市章」、「消火栓」文字、「駐車禁止」文字を表示したものであること。 ②表面模様は「消防車」デザインとし、カラー標示鉄蓋であること。標示色は消防車：レッド、その他：イエローとする。	【仕様】 ①「歌田市章」、「消火栓」文字、「駐車禁止」文字、「A」マークを表示すること。 ②表面模様は「消防車」デザインとし、カラー標示鉄蓋であること。標示色は消防車：レッド、その他：イエローとする。	【仕様】 ①「歌田市章」、「空気弁」文字を表示したものであること。 ②カラー標示はせず、黒蓋であること。	【仕様】 ①「歌田市章」、「排水栓」文字を表示したものであること。 ②カラー標示はせず、黒蓋であること。

開閉器具



(単位 mm)

工事現場における標示施設等の 設置基準

工事現場における標示施設等の設置基準

周辺住民や道路等の公共施設利用者に対し工事に関する情報をわかりやすく提供するため、工事現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱いを下記のとおり定める。

(工事の標示)

1. 工事を行う場合は、必要な標識を設置するほか、原則として次に示す事項を表示する表示板を工事区間の起終点に設置するものとする。
ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りでない。
なお、標示板の設置にあたっては、別紙様式1を参考とするものとする。
 - (1) 工事内容
工事の内容、目的等を表示するものとする。
 - (2) 工事期間
交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を表示するものとする。
 - (3) 工事種別
工事種別（舗装修繕工事等）を表示するものとする。
 - (4) 請負額
請負代金額を表示するものとする。
 - (5) 施工業者
施工業者（現場代理人名とも）及びその連絡先を表示するものとする。
 - (6) 施工主体
施工主体及びその連絡先を表示するものとする。

(防護施設等の設置)

2. 車両等の侵入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標柱等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考（1）を参照）

(迂回路の標示)

3. 工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を表示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考（2）及び参考（3）を参照）

(色 彩)

4. 工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10cm）を用いるものとする。

(管 理)

5. 工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造とし、所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

110cm

140cm

ご迷惑をおかけします

○ ○ ○ ○ ○
しています

令和○年○月○日まで
時間帯 00:00～00:00

○○工事

請負額 ○○○○万円

施 工 ○○建設(株)

現場代理人 ○○ ○○

電話 ○○-○○○○-○○○○

吹田市水道部 工務室 ○○グループ

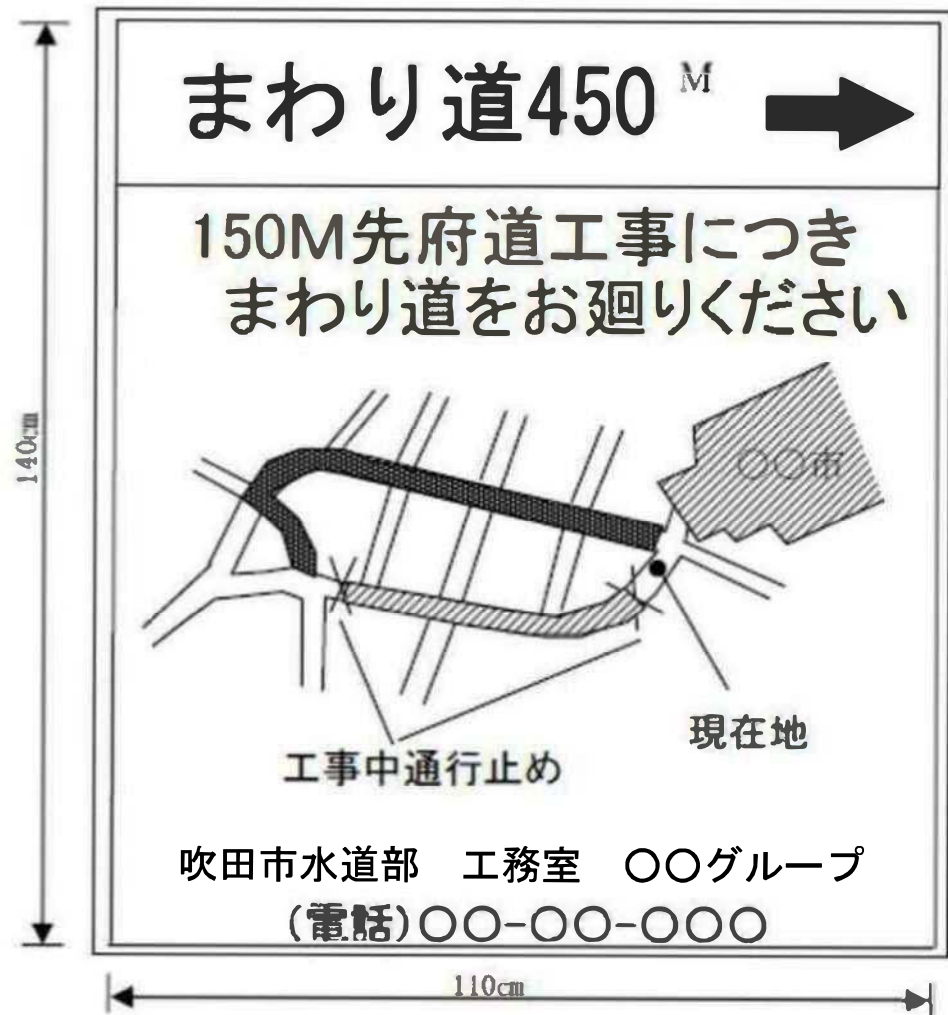
電話 ○○-○○○○-○○○○

※表示例1

※表示例2

(表示例1) 地震に強い水道管に取替えています
 地震に強い水道管を新設しています
 古くなった水道管を撤去しています
 鉛製の給水管を取替えています
 水道管の埋設跡の復旧を行っています

(表示例2) 水道工事
 舗装復旧工事



別表備考

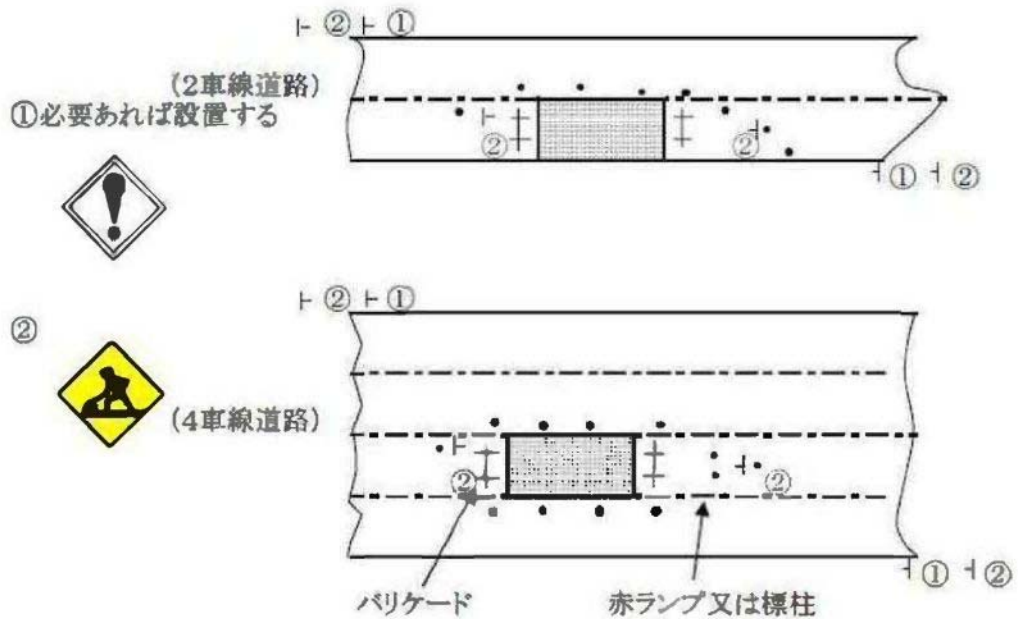
一 様式 1

- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「水道工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cm、区画線の太さは 0.5 cmとする。

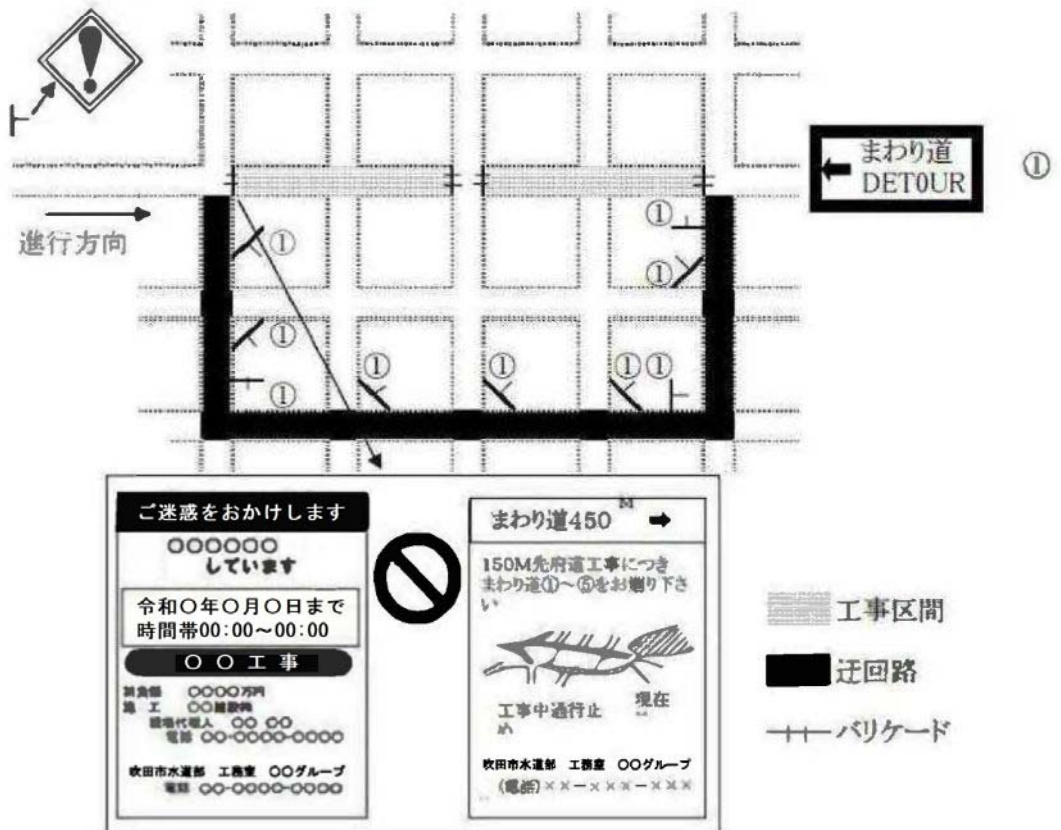
二 様式 2

- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 縁の余白は 2 cm、縁線の太さは 1 cmとする。

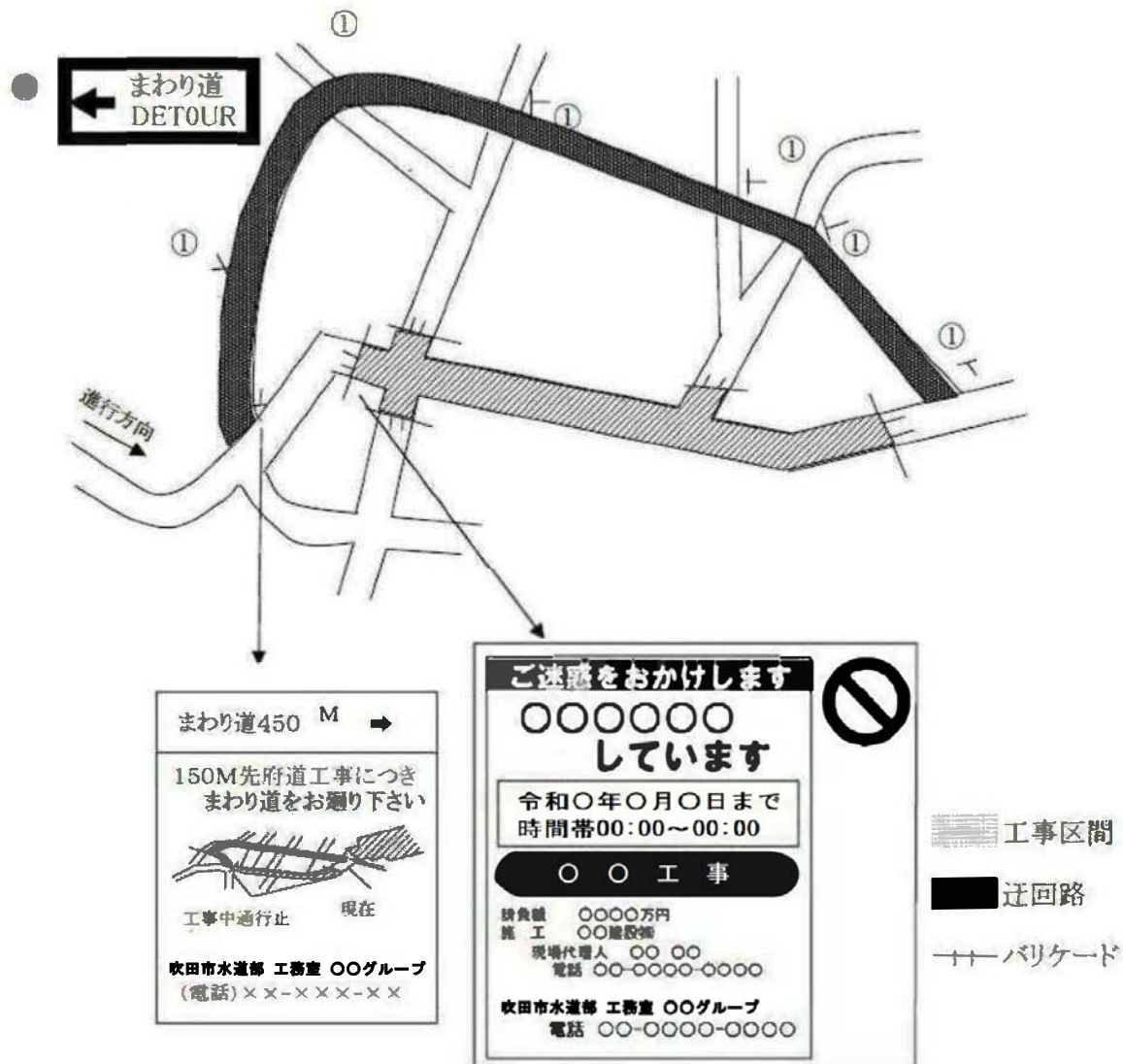
参考(1)車線の一部分が工事中の場合の表示例



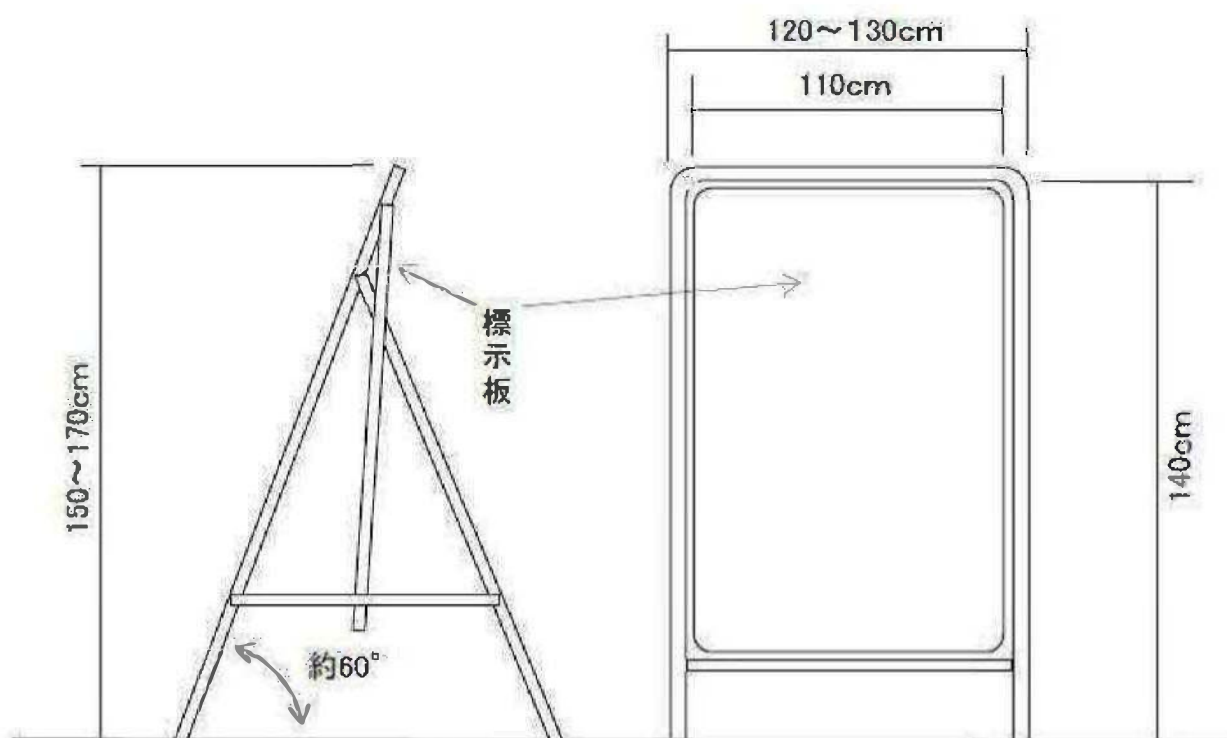
参考(2) 工事中迂回路の標示例(市街部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(3) 工事中迂回路の標示例(地方部の場合)
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考（４）設置方法の例



4週8休工事について

本工事は、週休2日を推進するため、4週8休以上の現場閉所を実施する発注者指定方式（本市が4週8休に取り組むことを指定する）の工事である。

本工事において、4週8休以上の現場閉所を実施するために、事前に監督員と本工事における4週8休の対象期間を協議したうえで、施工計画書（当初）に具体的な実施日、取り組み方針等を記載し提出すること。やむを得ない理由で休日と定めた日に作業を行う場合は、振替休日を設定し、事前に監督員と協議すること。

受注者は対象期間後、速やかに休日取得状況（現場閉所実績）を記入した書類を提出し、監督員の確認を受けること。

受注者は、工事現場において公衆の見やすい場所に、『この工事現場は週休2日に取り組んでいます。』など、4週8休対象工事である旨を明示すること（下記参照）。

なお、4週8休工事について、本特記仕様書に定めのない内容については、吹田市水道部「4週8休工事」実施要領によるものとする。ただし本補正係数については、大阪府都市整備部「週休2日工事」実施要領の「通期の週休2日」に基づき、通期の週休2日は必須であることから経費の補正は行わない。



4週8休対象工事であることを明記する工事看板例

交通誘導警備員の配置について

本工事の交通誘導警備員の配置については、施工日当たり2名の配置を設計計上しているが、第三者協議の結果又は現場条件に応じて実施するものとし、設計変更については監督員と協議するものとする。

また、交通誘導警備員について、高速自動車道と自動車専用道路ならびに都道府県公安委員会認定路線の施工においては、交通誘導警備業務に係る検定合格者（一級または二級）を1名以上配置しなければならない。

水道用鉄蓋について

水道用鉄蓋（仕切弁蓋、バタフライ弁蓋、消火栓蓋、空気弁付消火栓蓋）については、その表面に口径表示及び流方向表示のキャップが取り付けられており、施工時のアスファルト合材によってこのキャップが変色もしくは変状しないよう、保護シートによる養生を行うこと。

インターロッキングブロックについて

インターロッキングブロックについて、吹田市資源循環エネルギーセンターより排出される溶融スラグ（JISA5031 準拠品）を骨材として配合されたものを使用すること。ただし、溶融スラグの供給等の理由により当該溶融スラグ入りのインターロッキングブロックを調達できない場合は代替骨材を利用しても良いものとする。ただし、設計変更の対象とはしない。

下水道設備等の取替えについて

本工事は、当該工事範囲における下水道設備等の取替え工事を見込んだ工期設定としているが、第三者協議の結果により工期変更が必要となった場合は、監督員と協議するものとする。

井戸しゅんせつ工事

仕様書

特記仕様書

第1条 工事概要

本工事は、片山浄水所2号さく井、3号さく井の浚渫工事である。
施工日程は本市監督員との打合せにより決定すること。

第2条 工事場所

片山浄水所 吹田市朝日が丘町26番10号

第3条 さく井仕様

片山浄水所

(1) 2号さく井

ア	ケーシング管口径	鋼管 φ400mm
イ	二重ケーシング管口径	鋼管 φ300mm (平成29年(2017年)度設置)
ウ	スクリーン位置	145.32m～193.32m (48m) (二重ケーシング)
エ	現在深度	195.1m (令和7年6月測定)
オ	静水位	71.2m (令和7年6月測定)
カ	揚水管長	110m (2.75m×40本)
キ	井戸深度	200m
ク	据付水中ポンプ	18.5kW 5段 (揚程110m、揚水量45 m ³ /h)
ケ	前回浚渫工事	令和3年(2021年)度実施
コ	施工方法	ベアラ浚渫

(2) 3号さく井

ア	ケーシング管口径	鋼管 φ400mm
イ	スクリーン位置	第1スクリーン 131m～141m (10m) 第2スクリーン 150m～162m (12m) 第3スクリーン 168m～182m (14m) 第4スクリーン 186m～201m (15m) 第5スクリーン 234.65m～240.65m (6m) 第6スクリーン 246.71m～270.80m (24.09m) 第7スクリーン 276.81m～282.82m (6.01m)
ウ	現在深度	292.9m (令和6年7月測定)
エ	静水位	69.5m (令和6年7月測定)
オ	揚水管長	110m (2.75m×40本)
カ	井戸深度	300m
キ	据付水中ポンプ	26kW 5段 (揚程108m、揚水量55 m ³ /h)

ク 前回浚渫工事
ケ 施工方法

令和3年（2021年）度実施
ベアラ浚渫

第4条 浚渫工事概要

- (1) 事前状況調査(深度検尺含む)
- (2) 水中テレビカメラによるケーシング内の調査
- (3) 井内洗浄
- (4) 揚水試験用水中ポンプ据付
- (5) 予備揚水試験
- (6) 段階揚水試験
- (7) 連続揚水試験～回復試験
- (8) 揚水試験用水中ポンプ引揚
- (9) 上記工事に係る仮設工事、附帯工事一式

※本市揚水ポンプ及び揚水管は事前に引揚済である。

第5条 水中テレビカメラ調査の概要

- (1) 事前状況調査
- (2) 水中テレビカメラによるケーシング内の調査
- (3) テレビカメラ調査で撮影した映像は、DVD等に録画し、本市監督員に提出すること。

第6条 提出書類

本工事における提出書類の詳細については、契約締結後、本市監督員と打合せすること。

- (1) 工事着工届
- (2) 工事完成届
- (3) 請求書
- (4) 下請業者名簿
- (5) 工程表
- (6) 現場代理人届
- (7) CORINSへの登録(請負金額500万円以上)
- (8) 施工計画書
- (9) 施工体制台帳
- (10) 損害賠償責任保険

受注者は、本市が指定する工事について、損害賠償責任保険に加入しなければならない。また、保険契約締結後、証券等の写しを1部提出すること。

- (11) 打合せ議事録

受注者は、本市監督員の指示により、打合せ議事録を提出すること。

- (12) 工事月報・工事日報・工事写真・完成図書

ア 工事月報・工事日報

本市提供用紙により、毎月 1 部提出すること。また、実際に施工した日については日報を提出すること。記載方法は本市監督員の指示どおりとする。

イ 工事写真

黒板、箱尺等により撮影目的をはっきりさせ、施工前、施工中、完成時の各工程毎に、詳細に撮影（カラー撮り）し、1 部提出（電子データ共）すること。様式・サイズ等は本市監督員の指示どおりとする。

ウ 完成図書

工事完成後、2 部提出すること。内 1 部は電子データとすること。様式・サイズ等は本市監督員の指示どおりとする。また、仮完成図書等の提出についても、本市監督員の指示どおりとする。

(13) その他、本市監督員の指示により必要書類を提出すること。

第 7 条 留意事項

(1) 工事用水は本市から支給するが、設備費、維持費及び撤去費は受注者の負担とする。

(2) 工事用動力については支給しない。受注者にて低騒音型発電機を設置すること。

ただし、揚水試験用動力については支給する。

(3) 揚水試験用の水中ポンプ及び揚水管については、受注者にて準備すること。

(4) 工事場所が住宅地に隣接しているため、騒音等の養生については、防音シートにて十分に行うこと。

(5) 排水は本市監督員の指示に従い行うこと。

(6) 浚渫残土等の産業廃棄物は受注者にて適正に処分し、産業廃棄物管理票の写し等を提出すること。

(7) 本工事敷地内において、作業に支障を与える資材等は受注者にて移設すること。移設場所については、本市監督員の指示によるものとする。

(8) 他の工事と競合する場合には、互いに協調し工事の円滑な進捗を図ること。

(9) 本工事履行場所は、浄水所のため環境衛生には十分に注意を払い、検便検査の結果を提出すること。

なお、検査内容はサルモネラ菌、赤痢菌、腸チフス、パラチフス、O-157 等とする。